

## 「久留米市こども計画（素案）」に対する 意見募集（パブリック・コメント）の結果について

「久留米市こども計画（素案）」に対するパブリック・コメントの結果及びご意見に対する対応がとりまとめられましたので、ご報告いたします。

なお、意見の内容につきましては、原文を一部要約しています。

### 1 パブリック・コメントの概要

#### (1) 意見募集期間

令和7年5月26日（月）から令和7年6月24日（火）まで

#### (2) 資料の公表方法

子ども政策課、行政資料コーナー（本庁舎地下1階）、ほか主要施設への設置  
市公式ホームページへの掲載

#### (3) 意見の提出方法

住所、氏名、年齢、連絡先、意見を明記のうえ、インターネット（電子申請）等で提出

#### (4) 周知方法

- ①計画の「やさしい概要版」及び市ホームページ（やさしい日本語版）も作成
- ②市公式ホームページ、広報久留米（6月号）、市公式LINEでの周知
- ③市立小学校・中学校・特別支援学校・高等学校や組合立高等学校と連携し、児童生徒・保護者へ周知

### 2 意見募集の結果

提出者数：60名・団体（52名・8団体）

| 提出方法          | 人数・団体数（*） | 意見の件数（*） |
|---------------|-----------|----------|
| インターネット（電子申請） | 54（1）     | 160（1）   |
| 持参            | 2（0）      | 13（0）    |
| 郵送            | 1（0）      | 5（0）     |
| ファックス         | 3（0）      | 14（0）    |
| 合計            | 60（1）     | 192（1）   |

（\*）：うち、18歳未満の方の人数

### 3 意見への対応

| 対応区分                  | 件数  |
|-----------------------|-----|
| 意見の趣旨に基づいて資料を修正するもの   | 7   |
| 意見の趣旨が原案に記載されているもの    | 12  |
| 意見に対して原案を修正しないもの      | 147 |
| その他（提案や要望等）           | 6   |
| 計画に対する提案や要望等になっていないもの | 20  |
| 合計                    | 192 |

#### 4 意見の該当項目

| 項目                    | 件数  |
|-----------------------|-----|
| 第1章 計画策定の趣旨           | 18  |
| 第2章 計画の基本的な考え方        | 7   |
| 第3章 施策の内容             | 110 |
| 第4章 子ども・子育て支援事業計画     | 23  |
| 第5章 計画の推進             | 7   |
| その他                   | 18  |
| 計画に対する提案や要望等になっていないもの | 20  |
| 合計                    | 203 |

\*複数の項目に該当する意見もあるため、「2 意見募集の結果」及び「3 意見への対応」の合計件数とは異なります。

#### 5 意見の概要と対応の考え方

別紙1のとおり

## 久留米市子ども計画（素案）に対する意見の概要と対応の考え方

## 1 原案に対する意見（172件）

| No | 章                 | 項目                                   | 頁            | 意見  | 対応    | 対応の考え方   |
|----|-------------------|--------------------------------------|--------------|---|-------|--|
| 1  | 第1章<br>第2章        | 1 計画策定の目的<br>2 基本目標                  | 1<br>6       | その権利の擁護が図られ、の「その権利」の具体的な権利について明記してほしい。<br>以下P6 子ども・若者の権利を保障するも同様<br>【理由】久留米市が考える権利とはどのようなことを示すのか、市民・子どもがわかりやすく具体的に明記してほしい。<br>保障される権利とは何かを、資料編や脚注でも良いので明記してほしい。   | 資料を修正 | 本計画は、子ども基本法に基づく「久留米市子ども計画」と位置づけて策定しており、その基本的な考え方は、子ども基本法や国の子ども大綱に沿ったものだと考えております。こうしたことから、「計画策定の目的」では、子ども基本法第1条を引用した内容となっております。よって、原案どおりの記述とします。<br>また、P5以降の「権利」についても、同様の考えとなっております。一方、児童の権利に関する条約は、引用しておりますが、その内容が分かる資料が掲載されていませんので、資料編に追加します。 |
| 2  | 第1章               | 1 計画策定の目的                            | 1            | 「その権利の擁護」について。<br>「その権利」とは「子どもの権利」と読み取れるが、久留米市が考える子どもの権利とは、どういうものかを明記する。  | 資料を修正 | No.1と同じ考え方です。  |
| 3  | 第1章<br>第2章<br>第3章 | 1 計画策定の目的<br>1 基本理念・基本視点<br>基本目標1(1) | 1<br>5<br>11 | 「その権利の擁護が図られ・・・」の「その権利」が明確に示されていないので記述してほしい。<br>同様にP5「第2章 計画の基本的な考え方」(2)基本視点1の「子ども・若者を権利の主体として…」の「権利の主体」の権利について示されていない。<br>同様に、P11「第3章施策の内容」(1)「子どもの権利」に関する周知啓発の「子どもが権利の主体である・・・」においても、権利の内容が示されていない。<br>【理由】子どもにとってどのような権利かをきちんと明示するべきだと思う。この計画の一番始めに記載するべきだと考えます。 | 資料を修正 | No.1と同じ考え方です。  |
| 4  | 第1章<br>第2章        | 1 計画策定の目的<br>2 基本目標                  | 1<br>6       | その権利の擁護が図られ、の「その権利」の具体的な権利について明記してほしい。<br>以下P6子ども・若者の権利を保障するも同様   | 資料を修正 | No.1と同じ考え方です。  |
| 5  | 第1章               | 1 計画策定の目的                            | 1            | 「その権利」の擁護が図られとあるが、そもそも子どもの権利とは何か明記されていない。子どもも大人も子どもに関わる全ての人が「子どもの権利」について知り学ぶ必要があります。  | 資料を修正 | No.1と同じ考え方です。  |
| 6  | 第1章               | 1 計画策定の目的                            | 1            | 久留米市が「子どもの権利」をどのようにとらえているのがこの目的の文章中に明記されていないため、計画策定の目的が今ひとつはっきりと読みとれない。   | 資料を修正 | No.1と同じ考え方です。  |

| No | 章   | 項目                 | 頁 | 意見  | 対応    | 対応の考え方  |
|----|-----|--------------------|---|---|-------|---|
| 7  | 第1章 | 1 計画策定の目的          | 1 | 最初の段落の1文が、長い。そのせいか、4行目の「その権利」とは何だろうと思ってしまいます。   | 資料を修正 | No.1と同じ考え方です。   |
| 8  | 第1章 | 1 計画策定の目的          | 1 | 子どもの権利をもっと強く表現してほしい。<br>【理由】 権利の主体は子どもである。  | 原案どおり | こどもの権利につきましては、基本目標1で「こども・若者の権利を保障する」と掲げて、重点的に取り組むこととしていることから、原案どおりの記述とします。                          |
| 9  | 第1章 | 1 計画策定の目的          | 1 | 少子化が進む中 →削除<br>【理由】 子どもひとりひとりの権利が保障されることが最優先である。少子化という問題とは別問題である  | 原案どおり | 「本市においても、少子化が進む中、～」と、久留米市で少子化が進んでいる現状を述べたものであることから、原案どおりの記述とします。                                    |
| 10 | 第1章 | 1 計画策定の目的          | 1 | 単純に考えると、少子化が進んでいけば、一人当たりの予算は増額すると思います。少子化をプラスととらえているのか、マイナスでとらえているのか。私は増えてほしいと思いますが、議論が必要なことだと思うので、「少子化が進む中」は削除が良いと思います。                                    | 原案どおり | No.9と同じ考え方です。   |
| 11 | 第1章 | 1 計画策定の目的          | 1 | 「少子化が進む中、誰もが安心して子育てができ」・・・その前に子どもの最善の利益が保障され全ての子どもがと入れてほしい。少子化のことはそのあとに加える。安心して子育てができる以前に「こどもファースト」に徹して、子どもを主体的な一員として、久留米市子ども計画が策定されることを望みます。               | 原案どおり | 「子どもの最善の利益の保障」については、第2章の基本視点の一つに入れて、計画を策定・推進することにしておりますので、原案どおりの記述とします。                             |
| 12 | 第1章 | 1 計画策定の目的          | 1 | 特にこども施策は、地方自治体が積極的に取り組むことが重要であるので、「子どもの権利条約」に定義されている子ども親に基づくことが必要である。   | 原案どおり | 計画策定の目的において、「日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、～」と記載し、条約の考え方を踏まえることを記載しております。よって、原案どおりの記載とします。              |
| 13 | 第1章 | 第2期くるめ子どもの笑顔プランの検証 | 2 | 「自分にはよいところがあると思う児童の割合」は全国値に届いていないことが長く続いている。その原因をもっと分析してほしい。<br>【理由】 こどもの自尊心が培われていないのはなぜか、もっと分析するべきではないでしょうか。   | 原案どおり | 第2期くるめ子どもの笑顔プランは、令和6年度までの計画となっております。ご指摘の点も含めて、5年間の総括を令和7年度に行うこととしております。よって、原案どおりの記述とします。            |
| 14 | 第1章 | 第2期くるめ子どもの笑顔プランの検証 | 2 | 「自分にはよいところがあると思う児童の割合」<br>子どもの自己肯定感を上げるためには、まず親が疲弊していないことが大切です。子どもは、大人が思う以上に、親の心配をしていたり親の不安を受け取ったりします。<br>物理的な孤立を防ぐことはもちろん、悩みを相談したり話をしたりできる場や相手の存在が必要不可欠です。 | 原案どおり | ご指摘の通り、子育て中の方についても、必要に応じて支援することは大切な視点となっております。今回の計画におきましても子育て当事者の支援に取り組むこととしております。よって、原案どおりの記述とします。 |

| No | 章   | 項目                  | 頁 | 意見  | 対応      | 対応の考え方   |
|----|-----|---------------------|---|---|---------|--|
| 15 | 第1章 | 第2期くるめ子ども笑顔プランの検証   | 2 | 課題と今後の取り組みの方向性<br>子どもや若者など当事者の声に耳を傾け、子どもの視点に立った取り組みを進めていくとあるが、資料編99ページを見ると実施された子ども・若者ワークショップの参加人数がとても少ない。当事者の意見を反映させるならもっと幅広く集めるべき。周知の仕方に問題があるのでは。こども・若者の意見が今後どこでどのように聴かれるのか具体的な計画をし、わかりやすく周知してほしい。   | 原案どおり   | ご指摘のとおり、こども・若者ワークショップの参加者が少なかったことは課題だと考えておまして、今後、参加者を増やすための見直しを考えております。また、各事業についてはアクションプランを策定しているものもありますので、今回の計画は、こども・若者・子育てに関する施策のマスタープランと位置付け、詳細な取組を記載しないこととしております。よって、原案どおりの記述とします。 |
| 16 | 第1章 | 第2期くるめ子ども笑顔プランの検証   | 2 | 子育てしやすいまちのデータR2→R6の減少データについて<br>数値の上では、待機児童数の数は減少していますが、しかも待機児0、とありますが保護者の希望する園に入れていないのも0とカウントされているのは違うと思います。   | 原案どおり   | 前計画の指標としては国の基準による待機児童数を掲げており、その結果を記載したものとしています。よって、原案どおりの記述とします。   |
| 17 | 第1章 | 久留米市子どもの貧困対策推進計画の検証 | 3 | 課題と今後の取組の方向性<br>子育て世帯の地域における居場所をしっかりと確保する取組<br>*現在の公共施設を有効活用していただきたい<br>*駐車場料金無料、ベビーカーでも利用できる地域子育て支援センターの充実<br>*津福公園は駐車場あるが、乳幼児が遊び・休息できる部屋がほしい<br>*浦山公園は駐車場から広場が遠い<br>*南町・上津町・国分地域で子育て支援センター的居場所がほしい<br>(サイクルファミリーパークに以前、子育てサロン室があったが活用されていない)<br>*くるるん・児童センターなどビルの上階でなく、駐車場代無料・ベビーカーでも利用しやすい1階(平地)にして欲しい | 原案に記載あり | 子育て世帯の地域における居場所につきましては、第3章基本目標5(2)「地域での交流の場や居場所づくりの推進」において、様々な取組を行うことと、原案に記載しております。  |
| 18 | 第1章 | 5 計画の対象             | 4 | 今までの「こども」に「若者」を対象として加える理由をもっと深く記述してほしい。<br>【理由】「若者」を新しく加える理由としては不十分です。  | 原案に記載あり | 今回の計画は、第1章「2 計画の位置づけ」に記載しておりますように、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を含むとしておりますことから、「若者」も計画の対象となっております。   |
| 19 | 第2章 | 1 基本理念・基本視点         | 5 | こどもの笑顔があふれるまちづくり→「こどもが自分の気持ちを表明でき、個人として大切にされていると実感できる環境を整えていく」に変更<br>【理由】「笑顔があふれる」は抽象的。「笑顔があふれる」とはどういう子どもなのか具体的に書いた方がよい。  | 原案どおり   | 基本理念は、市民の皆様にはわかりやすく、イメージしやすい言葉を使い、取り組むべき方向性を示したものとなっております。「こども・若者が夢や希望をもって健やかに成長する」という内容を短い言葉で言い表したのとなっております。よって、原案どおりの記述とします。   |
| 20 | 第2章 | 1 基本理念・基本視点         | 5 | 本計画の趣旨は、子どもに対する権利の保障であると思います。思いやりでは人権侵害(権利保障の不十分さ)はなくなると言われます。笑顔ではなく、権利の保障をしっかりと理念として掲げてもらいたいです。  | 原案どおり   | No.19と同じ考えです。  |

| No | 章   | 項目                   | 頁             | 意見   | 対応    | 対応の考え方  |
|----|-----|----------------------|---------------|--|-------|---|
| 21 | 第2章 | 1 基本理念・基本視点          | 5             | (2)基本視点①子ども・若者を権利の主体として認識<br>行政、子どもに関わる職種の人、保護者の子ども観の転換が求められるので、研修の充実を進めないと、今までの意識から脱却できない。特に、行政や教育分野の研修充実を望む。幼少期からの子どもの権利を尊重するには、どうしたらよいかを考えることが必要であり、社会全体で、子どもが権利の主体であることを認識できるようにする。                | 原案どおり | こどもの権利につきましては、基本目標1で「こども・若者の権利を保障する」と掲げて、重点的に取り組むこととしております。よって、原案どおりの記述とします。  |
| 22 | 第2章 | 2 基本目標<br>3 施策の体系    | 6<br>7        | 「若者」の記述がない全ての項目に「若者」を追加記述すること<br>【理由】対象を「こども」「若者」とするなら範囲を広げて施策を考えるべきです。  | 原案どおり | 今回の計画では、対象者を区分けするため、「こども」、「若者」、「こども・若者」の表記を使い分けております。よって、原案どおりの記述とします。  |
| 23 | 第3章 | 施策の内容                | 11<br>～<br>36 | 【取り組みの内容】について「現状値」と「目標値」を設定してほしい。<br>～<br>【理由】P8・9で示された「現状値」と「目標値」だけでは不十分なため、各々の施策の「現状値」と「目標値」が必要です。   | 原案どおり | 各事業については、アクションプランを策定しているものもありますので、今回の計画は、こども・若者・子育てに関するマスタープランと位置付け、詳細な取組を記載しないこととしております。こうしたことから、各事業の目標値を定めることが難しいため、原案どおりの記述とします。 |
| 24 | 第3章 | 施策の内容                | 11<br>～<br>36 | 全体として、施策の実施担当課に学校教育課を併記する。<br>【理由】こどもは多くの時間を学校で過ごしており、様々な施策の実施には学校との連携が不可欠です。学校現場での取り組みが想定される事業では担当課に学校教育課を追加することが必要だと考えるため。   | 原案どおり | 各事業については、市の条例等に基づき、所管課が定められておりまして、今回の計画において「担当課の欄」には、各事業を担う課名を記載しております。よって、原案どおりの記述とします。  |
| 25 | 第3章 | 施策の内容                | 11<br>～<br>36 | 全体として、子どもは義務教育の期間中は学校で1日を過ごす事が多いため、担当課の表記は学校教育課を併記し、施策の実施は連携して行う事が望まれる。  | 原案どおり | No.24と同じ考え方です。  |
| 26 | 第3章 | 施策の内容                | 11<br>～<br>36 | 全体として、施策の実施担当課に学校教育課を併記する。   | 原案どおり | No.24と同じ考え方です。  |
| 27 | 第3章 | 基本目標1                | 11<br>12      | 子どもたちには、権利の行使の仕方、権利を行使しているという手ごたえが必要だと思います。そうしたトレーニングは学校でこそ行われるべきだと思います。ですから学校教育課の関与を増やすべきだと思います。そうすることで、教職員の多忙化を抑制しながら、子どもの権利の保障を充実させることができると思います。  | 原案どおり | 子どもの権利の啓発につきましては、今回の計画においても取り組むこととしており、事業実施にあたっては必要に応じて関係課と連携しているところです。よって、原案どおりの記述とします。  |
| 28 | 第3章 | 基本目標1(1)<br>基本目標2(1) | 11<br>13      | こども計画の文中において、「周りの大人」という表現が繰り返されており、それでは保護者の役割が薄れていると感じます。例えば「こどもの権利に関する周知啓発では、「保護者や周りの大人」といったように、保護者と周りの大人を分けて明記すべきだと思います。そして子どもの権利の保障には、まず第一に保護者が中心的な存在であること、そして子どもと保護者を社会全体で支援していくことを明記すべきではないでしょうか。 | 原案どおり | 様々な家庭の形態がある中で、こども・若者の権利の保障については、保護者だけを区分けせず、全ての大人が当事者となり取り組むべきことと考えております。こうした考えから、この表記としておりますので、原案どおりの記述とします。                       |

| No | 章   | 項目       | 頁  | 意見   | 対応      | 対応の考え方   |
|----|-----|----------|----|--|---------|--|
| 29 | 第3章 | 基本目標1(1) | 11 | <p>「こどもの権利」に関する周知啓発</p> <p>「広く周知啓発する」の方法が、パネル展や人権作品の取り組みなど今まで取り組まれたことと何ら変わりがない。今までの取り組みで成果があったのか疑問であり、担当課が学校教育課であるなら、さらに具体的な取り組み(すべての学校で授業として組み入れる)の計画が必要である。</p>  | 原案どおり   | 今回の計画で記載している取組は、既存のものとなっており、必要に応じて更なる取組を実施して行かなければならないと考えています。ご意見を参考にさせていただく部分もありますが、計画につきましては、原案どおりの記述とします。 |
| 30 | 第3章 | 基本目標1(1) | 11 | <p>「こどもの権利」に関する周知啓発</p> <p>「学校の授業で取り組む」を入れる。</p> <p>【理由】全員が授業で学ぶことで徹底できる。また教師も教えることで、学ぶことができる。</p>   | 原案どおり   | No.29と同じ考え方です。   |
| 31 | 第3章 | 基本目標1(1) | 11 | <p>「こどもの権利」に関する周知啓発</p> <p>久留米市の子どもの権利条例を作成する計画を入れてほしい。他の市町村には独自のこどもの権利条例を作成しているところが多くあり、市独自のものがあると子どもの権利を発信しやすくなるし、子育て中の保護者目線からは、権利条例ができていると、その町がこどもを大切にしてくれるという安心感があり、子育てしやすい街という印象につながる。</p>  | 原案どおり   | こどもの権利条例を制定している自治体があることは承知しておりますが、その効果やメリットなどの調査・研究は進んでおらず、現時点で制定することについて決定はしておりません。よって、原案どおりの記述とします。        |
| 32 | 第3章 | 基本目標1(1) | 11 | <p>子どもの権利等啓発事業</p> <p>担当課に学校教育課を入れる</p> <p>【理由】子どもが一日の大半を過ごすのは学校である。学校教育課は積極的に関わってほしい。</p>   | 原案どおり   | No.24と同じ考え方です。   |
| 33 | 第3章 | 基本目標1(1) | 11 | <p>子どもの権利等啓発事業</p> <p>SOSについて受け止めるのは、担当課が家庭こども相談課となっているが、学校教育課を挿入。</p> <p>【理由】意見表明として考えるのなら、危険な状況でSOSを出すことができることと共に、自分の考えや思いを明らかにしたいと思ったときに、発信する環境がなければいけないと思う。そのような場合は、子どもにとって学校であったり保育園・幼稚園であったり家庭であったりと思うので学校教育課は外せないと考えます。教育をする学校は重要な場です。そこが絡んでいなくては達成できません。</p> | 原案どおり   | No.24と同じ考え方です。   |
| 34 | 第3章 | 基本目標1(1) | 11 | <p>子どもの権利等啓発事業</p> <p>取組の内容の中に「教職員や保育士の研修の強化」を入れる</p> <p>【理由】体罰や校則問題など大人の学び不足が課題と思う。</p>   | 原案に記載あり | ご指摘の教職員・保育士の研修については、当該事業において、今後も引き続き行うこととしておりますので、既に原案に含まれていると考えております。                                       |

| No | 章   | 項目       | 頁  | 意見   | 対応    | 対応の考え方  |
|----|-----|----------|----|--|-------|---|
| 35 | 第3章 | 基本目標1(1) | 11 | <p><u>子どもの権利等啓発事業</u></p> <p>子どもの権利を学び、自ら「相談する力」の育成ではなく自ら「意見表明する力」の育成を図ることを目的に・・・</p> <p>SOSを受け止める教職員保育士並びに保護者の研修とあるが、子どもの権利意識の向上や虐待防止には幼少期から自分の意見を言える子どもと、それを聴き、受け止めることができる大人の養成が必要。教職員や保育士に対する具体的な研修の機会を明記してほしい。</p> | 原案どおり | ご指摘の教職員・保育士の研修については、当該事業において、今後も引き続き行うこととしております。また、各事業についてはアクションプランを策定しているものもありますので、今回の計画は、こども・若者・子育てに関する施策のマスタープランと位置付け、詳細な取組を記載しないこととしております。よって、原案どおりの記述とします。 |
| 36 | 第3章 | 基本目標1(1) | 11 | <p><u>子どもの権利等啓発事業</u></p> <p>子どもの権利条約等についての理解がまだまだ不足していると感じます。関心がある私でさえ、まだ理解が足りません。大人の理解がなければ、子どもの権利が守られることは難しいと考えます。</p>  | 原案どおり | ご指摘のとおり、子どもの権利等につきましては、社会全体の理解が進んでいないと考えておりますので、今回の計画でも啓発を進めることとしております。よって、原案どおりの記述とします。  |
| 37 | 第3章 | 基本目標1(1) | 11 | <p><u>子どものSOSの出し方教育</u></p> <p>担当課に学校教育課を入れる</p> <p>【理由】助けてと言える教室作りは、学校教育そのものと思うから。</p>  | 原案どおり | No.24と同じ考え方です。  |
| 38 | 第3章 | 基本目標1(1) | 11 | <p><u>子どものSOSの出し方教育</u></p> <p>SOSの出し方教育 という名称に違和感を覚える。</p> <p>【理由】「SOS」は個人が大切にされ、聞いてもらえるという環境があってこそできる。子どもへの教育ではなく大人の課題と思うから。</p>   | 原案どおり | 国の自殺対策総合大綱に記載の名称（SOSの出し方に関する教育）を用いたもので、現時点ではこの名称を使っております。また、受け止める側の教職員の研修も実施しておりますので、原案どおりの記述とします。  |
| 39 | 第3章 | 基本目標1(1) | 11 | <p><u>子どものSOSの出し方教育</u></p> <p>これは非常に不思議？な表現である。</p> <p>まわりの大人や環境が信じられない中では、子どもも「助けて欲しい」という発信はできない。</p> <p>まずは、その子どもたちの気持ちを受けとめる大人側の課題だととらえたい。</p>   | 原案どおり | No.38と同じ考え方です。  |
| 40 | 第3章 | 基本目標1(1) | 11 | <p><u>子どものSOS出し方教育</u></p> <p>とても違和感がある。SOSの出し方以前にSOSを発信するための「自分たちが権利の主体である」という意識をさせ、幼少期から自己表現する力を育てる教育が必要。またおとなは子どもがSOSを出さなくても気が付ける、見えるようになる人権感覚を身に着けるための教育施策が必要。担当課がそれぞれ分かれているが、協働してやっていかなければ啓発は進まないのではないか。</p>      | 原案どおり | 小学校で子どもの権利等啓発事業を、中学校でSOSの出し方教育を、また、SOSを受け止める教職員や保護者等に対しても研修を実施しております。また、事業の実施にあたっては、必要に応じて関係課と連携して実施しております。よって、原案どおりの記述とします。                                    |
| 41 | 第3章 | 基本目標1(1) | 11 | <p><u>子どもの権利等啓発事業</u> <u>こどものSOSの出し方教育</u></p> <p>SOSを受け止める側がどのように寄り添うかの研修は大切です。またその支援が必要です。</p>   | 原案どおり | 小学校で子どもの権利等啓発事業を、中学校でSOSの出し方教育を、また、SOSを受け止める教職員や保護者等に対しても研修を実施しておりますので、原案どおりの記述とします。  |

| No | 章   | 項目       | 頁  | 意見   | 対応      | 対応の考え方   |
|----|-----|----------|----|--|---------|--|
| 42 | 第3章 | 基本目標1(2) | 12 | <u>こども・若者の意見表明の機会づくり</u><br>子どもが一番接する機会の多い学校場で意見表明ができるような授業等の組み立てをしてもらえることが大切だと思います。   | 原案どおり   | 今回の計画は、こども基本法等に基づく「こども計画」となっておりますが、教育基本法を根拠とする計画ではありませんので、学校の運営に関する部分は含まれないこととなります。よって、原案どおりの記述とします。   |
| 43 | 第3章 | 基本目標1(2) | 12 | <u>こども・若者の意見表明と社会参画の機会確保</u><br>施策だけではなく、地域や社会の一員として参画できる取り組みが必要だと感じます。<br>もちろん、不登校児の社会参画はより必要不可欠です。   | 原案に記載あり | ご指摘のとおり、地域や社会の一員として参画できることが必要であると考えておりますので、計画の中でもその旨記載しております。  |
| 44 | 第3章 | 基本目標1(2) | 12 | 子ども参画の具体的な仕組みを作る必要がある。年齢や発達段階に応じて、子どもの意見を聞き施策につなげていくことが必要である。そのために、子どもの意見表明権を十分に受け止めるための方法も考えなければならない。   | 原案どおり   | 今回の計画では、こども・若者の意見表明や社会参画の機会確保に取り組むこととしております。よって、原案どおりの記述とします。  |
| 45 | 第3章 | 基本目標2(1) | 13 | 公教育では受けられる健康診断などを不登校児にも漏れなく受けられるよう徹底することが必要です。   | 原案どおり   | ご意見を参考にさせていただきますが、原案どおりの記述とします。  |
| 46 | 第3章 | 基本目標2(1) | 13 | <u>学童保育事業</u><br>小学2年生の夏休みから学童利用を辞めました。習い事などあり、学童を利用したい日が少ない割には利用料が高いという理由で辞めました。現在小学3年生ですが、だれも家にいない中、一日(朝8時～夕方5時半)過ごさせるのはとても不安です。夏休みなどの長期休暇だけの利用、日単位での利用ができると嬉しいです。学童の高学年の利用や学童の途中入所などは案に盛り込まれていましたが、短期利用についても考えてほしいです。 | 原案どおり   | 学童保育事業は、今回の計画の中で、不足している支援員の確保を進め、ニーズに対応できるような体制の整備に取り組んでいくこととしております。<br>現状としましては、支援員不足が続いており、十分な受け入れ枠を確保できていないため、まずは高学年受入や途中入所への対応を優先しております。よって、原案どおりの記述とします。      |
| 47 | 第3章 | 基本目標2(1) | 13 | <u>学童保育事業</u><br>高学年も学童へ受け入れていただける体制が整ってほしいです。但、高学年になると自分の意見等もしっかりしてくるので、少し規制が緩めのクラスを希望します。特に夏休み等の長期休暇中に高学年の子が過ごせる場所があれば、母親も働きやすいと思います。  | 原案どおり   | 学童保育事業は、今回の計画の中で、不足している支援員の確保を進め、ニーズに対応できるような体制の整備に取り組んでいくこととしております。よって、原案どおりの記述とします。  |
| 48 | 第3章 | 基本目標2(1) | 13 | <u>学童保育事業</u><br>育児休業中に退所しなくてよい体制にしてほしい  | 原案どおり   | 学童保育事業は、保護者が仕事や病気などのため、学校が終わった後や夏休みなどに家庭での養育が出来ない児童を対象に保育を行っており、現状としましては育児休業中は対象外としております。支援員が不足が続いており、限られた人員の中で優先順位をつけた結果、受け入れることができない状況となっております。よって、原案どおりの記述とします。 |

| No | 章   | 項目                   | 頁        | 意見   | 対応        | 対応の考え方   |
|----|-----|----------------------|----------|--|-----------|--|
| 49 | 第3章 | 基本目標2(1)<br>基本目標3(1) | 13<br>18 | <p><u>思春期保健対策事業</u><br/>担当課に学校教育課を加える。</p> <p>【理由】 学校ではゲストティーチャーとして授業をします。その時生徒の実態を知っている担任等が趣旨を説明し、依頼します。教職員は単なるお客様ではありません。学校教育課が入らなくてできるものではありません。まさに関係機関の重要な一つです。</p>  | 原案ど<br>おり | No.24と同じ考え方です。   |
| 50 | 第3章 | 基本目標2(1)<br>基本目標3(1) | 13<br>18 | <p><u>思春期保健対策事業</u><br/>担当課がこども子育てサポートセンターになっているが、思春期の児童生徒に対して性に関する正しい(正しいとは何か？疑問ではあるか)知識の習得のためには関係機関、教育機関との連携をするのであれば学校教育課にもぜひ担当課としてかわり推進してほしい。</p>   | 原案ど<br>おり | No.24と同じ考え方です。   |
| 51 | 第3章 | 基本目標2(1)<br>基本目標3(1) | 13<br>18 | <p><u>思春期保健対策事業</u><br/>小学5年生のわが子から、「〇君が告白した」「彼女ができた」といった話を聞き、子どもたちの関心が早くから恋愛や性に向いていると感じます。</p> <p>保護者間でも「ネットで過激な情報に触れる前に、正しい知識を伝えたい」という声を聞いています。</p> <p>性教育は、性行為、性的同意、望まない妊娠への対応などを含め、小学生のうちから学ぶことが重要です。</p> <p>わが家では「わたしの心と体を守る本 マンガでわかる!性と体の大切なこと」という本を読み、友人の家庭にもプレゼントしました。</p> <p>このような子どもに分かりやすい本を小学5・6年生に配布し、専門家による性教育授業を年間1回実施することを提案します。</p> <p>また、保護者向けに保健師や専門家による講演会を開催し、家庭での性教育のサポート方法を共有する機会も必要です。</p> <p>これにより、家庭環境に左右されず、すべての子どもが正しい知識と困った時の相談先を知る環境が整います。</p> | 原案ど<br>おり | 性教育に関しましては、様々な考え方ある中で、その取り組み方につきましても多様な考え方があると認識しております。しかしながら、各事業についてはアクションプランを策定しているものもありますので、今回の計画は、こども・若者・子育てに関する施策のマスタープランと位置付け、詳細な取組を記載しないこととしております。よって、原案どおりの記述とします。 |

| No | 章   | 項目                   | 頁        | 意見  | 対応      | 対応の考え方   |
|----|-----|----------------------|----------|---|---------|--|
| 52 | 第3章 | 基本目標2(1)             | 13       | <p>今では毎年猛暑で全国放送でも流れるほどなのに、室内で遊べる場所もほとんどありません。</p> <p>公園も最近は津福公園が新しくなったのはとても良いですが、小学校単位で見ると安心して遊ばせられる公園は少ないと思います。</p> <p>商業施設もゆめタウン一強で、ほとんど買い物も市外に行ってしまうのは税収的にももったいないのではないのでしょうか？</p> <p>私の住む地区では子供会もないので、子供達同士の関わりも少なく町中に子供をあまり見かけないのも如何なものかと思えます。(ほとんどみんな各自家でゲームをして過ごしているようです)</p> <p>せっかく久留米アリーナやシティプラザなど新しい素敵な施設があるので、もっと体験や習い事を安価にできるように支援してもらえると嬉しいです。</p> | 原案どおり   | こどもの健康管理の面で、猛暑日や雨の日に室内で遊べる場所があることは大変有効だと考えます。しかしながら、限られた財源の中で全ての校区に屋内遊戯施設を置くことは大変難しいと考えております。よって、原案どおりの記述とします。 |
| 53 | 第3章 | 基本目標2(1)             | 13       | <p>雨の日などに気軽に親子で過ごせる場所が少なく、困ることがあります。屋内で子どもと遊べる施設や親が息抜きできるような施設をもっと増やしてほしいです。たとえば久留米シティプラザをもっと有効活用し、親子で楽しめる図書館(例：TSUTAYA図書館)やスパ・リゾート的な施設を誘致するなど、市の中心部に気軽に立ち寄れる居場所ができれば、子育て中の家庭にとって非常にありがたいと感じます。</p>   | 原案どおり   | No.52と同じ考え方です。   |
| 54 | 第3章 | 基本目標2(1)             | 14       | <p>私が市のイベントに良く申し込むのですが、中学生以上対象イベントがとにかく少ないです。小さな子供のイベント、小学生の親子イベント、老人向けイベントばかりです。中高生向けの料理教室(自立心を育てる為子供だけの参加)やものづくり教室、ICT関連も開いて欲しいです。自費での一般教室もあると思いますが市内に住む他校生との交流や情報交換も含め市の開催はとても有意義だと思います。ぜひ多回数企画していただきたいです。</p>   | 原案どおり   | 今回の計画の中では、「子どもの文化芸術体験機会創出」「体験活動推進事業」において、様々な体験活動の機会を提供するとしております。こうしたことから、原案どおりの記述とします。                         |
| 55 | 第3章 | 基本目標2(2)             | 15       | <p>久留米市では、HPV(子宮頸がん予防)ワクチンは小学6年生～高校1年生相当年齢の女子となっていますが、男子にも公費助成して欲しい。</p> <p>また、接種の大切さも思春期保健対策事業にて男女ともに出前講座を行なって欲しい。</p>   | 原案どおり   | 今回の計画では、プレコンセプトケアを実施し、健全な妊娠・出産のチャンスが増えるよう周知啓発を行うこととしております。よって、原案どおりの記述とします。                                    |
| 56 | 第3章 | 基本目標2(3)<br>基本目標5(2) | 16<br>34 | <p><u>こども食堂事業</u></p> <p>実施校区拡大、子供の居場所として運営はとても嬉しいです。上記のとおり長期休暇など子供ひとりで家で過ごす場合、誰かが集う場所に行ける事は精神的にも良いと思えます。学校の近くなど、歩いて行ける場所に作ってほしいです。</p>   | 原案に記載あり | 今回の計画では、こども食堂について、様々なこどもたちが利用できる場所となることを目指し、実施校区の拡大を図ることとしております。こうしたことから、意見の趣旨が原案に記載されていると考えております。             |

| No | 章   | 項目                   | 頁        | 意見   | 対応      | 対応の考え方  |
|----|-----|----------------------|----------|--|---------|---|
| 57 | 第3章 | 基本目標2(3)<br>基本目標5(2) | 16<br>34 | <p><u>こども食堂事業</u></p> <p>小学生の学校以外の居場所や子供食堂についてですが、小学校の隣や、同じ区画に設置してほしいです。</p> <p>子供が一人で行くことが出来る距離に配置することが一番だと思います。</p>  | 原案に記載あり | No.56と同じ考え方です。  |
| 58 | 第3章 | 基本目標2(3)<br>基本目標5(2) | 16<br>34 | <p><u>こどもの居場所づくり</u></p> <p>学童に行っていない子供たち等の放課後の居場所として、予約がなく、ふらっと行けるような場所が、1年生の子供でも歩いて行くことのできる範囲で、校区に2-3個あると嬉しい。</p> <p>共働きだと自宅に友達を呼んで子供だけで遊ばせることも不安なので、暑い時期や雨の時など、外で遊べない時などとても助かる。</p> <p>子供が学校の時間などは、高齢者の集いの場として有効利用してもらうのもとても良いと思う。また、子供と高齢者のふれあいの場にもなると、核家族で育つ子供たちにも良い影響があり、お年寄りにも刺激があるように思う。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>地域の方や子供の居場所づくり・交流の推進と、仕事と子育ての両立のため。</p> | 原案どおり   | こどもの居場所づくりについては、こどもが安全・安心に過ごすことができる居場所が必要なことから、今回の計画で、様々な形態・手法による地域での居場所づくりの検討を進めることとしております。よって、原案どおりの記述とします。 |
| 59 | 第3章 | 基本目標2(3)<br>基本目標5(2) | 16<br>34 | 小学生と中学生の子供が居ます。小学生から良く聞くのは校区内に遊具のある公園が少ない、市立図書館は校区外で自分だけで借りに行けない、学校の休み時間はコロナの時に短縮されたまま戻らず学校でも十分友達と遊べないのに放課後の子供の居場所が少ないといえます。(学童は定員オーバーで三年生まで)休み時間や放課後教室開放デー、移動図書館等子供が利用できる時間や場所が増える工夫はできないでしょうか。下校時や公園遊び後に付き纏いされたりうるさいと怒鳴りちらす老人もいて子供だけで遊ぶのを怖がる子もいます。   | 原案どおり   | No.58と同じ考え方です。  |
| 60 | 第3章 | 基本目標2(3)<br>基本目標5(2) | 16<br>34 | <p>マンションの集会所、コミュニティセンターなどを子供の居場所として、開放してほしい(部屋代、クーラー代の助成など)。</p> <p>理由</p> <p>昨今、マンションの上層部に住んでいると下の階の人に気を遣い、子供が自由に遊べない。</p> <p>また、夏は暑すぎて、外では熱中症の危険性がある。</p>  | 原案どおり   | No.58と同じ考え方です。  |
| 61 | 第3章 | 基本目標2(3)<br>基本目標5(2) | 16<br>34 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市の図書館は車通りが多く子どもは利用しにくい、宮崎市のような誰もが使用しやすいような図書館を作りこいの場所など作る</li> <li>・大きな公園が少ない、筑後広域公園のような所があったらいい。小さい子供から高齢者にもペットにもいい</li> <li>・雨の日など家族で買い物に行く場所はゆめタウンしかない。</li> </ul>   | 原案どおり   | No.58と同じ考え方です。  |

| No | 章   | 項目                   | 頁        | 意見  | 対応        | 対応の考え方         |
|----|-----|----------------------|----------|---|-----------|----------------|
| 62 | 第3章 | 基本目標2(3)<br>基本目標5(2) | 16<br>34 | 子どもの遊び場が地域によって非常に格差があり子どもの遊び場の設置を望む。  | 原案ど<br>おり | No.58と同じ考え方です。 |
| 63 | 第3章 | 基本目標2(3)<br>基本目標5(2) | 16<br>34 | 家族的な雰囲気を感じられる「居場所」の創出(可能な限り全46校区)全ての校区に、子どもや保護者が安心して立ち寄れる「第2の家庭」のような場所を整備していただきたいです。屋内外の空間が有れば、天候に左右されず自由に遊んだり語り合ったりでき、より居心地の良い場所になります。保護者同士の交流や情報交換、悩み相談等にもつながり地域の子育てが向上することでしょう。  | 原案ど<br>おり | No.58と同じ考え方です。 |
| 64 | 第3章 | 基本目標2(3)<br>基本目標5(2) | 16<br>34 | 世代間を越えた交流が可能なプラットフォーム創り。高齢者の方が得意なこと(例として：料理、裁縫、木工など)子どもたちからは、ゲーム、スマホの扱い等を教えてもらえる。子どもたちと一緒に楽しめるような活動の場を設けていただきたいです。料理と一緒に作ってふるまったり、D I Yで物づくりをしたりする中で、子どもたちは多くの体験、学びを得ると同時に、地域のつながりが強まります。これは、「愛情」と「学び」と「福祉」を兼ねた有効な取り組みです。 | 原案ど<br>おり | No.58と同じ考え方です。 |
| 65 | 第3章 | 基本目標2(3)<br>基本目標5(2) | 16<br>34 | 「モルック」を活用した交流の推進。年齢や体力に関係なく誰もが気軽に楽しめるニュースポーツ「モルック」を活用し、地域住民同士の交流機会を創出してはいかがなものでしょうか。親子での参加はもちろんの事、高齢者の方々も気軽に加われるため、誰もが対等に楽しめる「共生型」の活動として、とても有効です。しかも、1ゲームおおよそ20分程度で飽きることもなく、ほどよい時間だと思えます。                                 | 原案ど<br>おり | No.58と同じ考え方です。 |
| 66 | 第3章 | 基本目標2(3)<br>基本目標5(2) | 16<br>34 | 簡易な菜園スペースの設置と活用。可能であれば各施設に小さな菜園スペースを設け、子どもたちと一緒に野菜を育てる取り組みを提案します。収穫した野菜は食育の一環として調理や食事に活用でき、自然とのふれあいや達成感、協力の大切さを学ぶことができます。自ら育てた野菜を味わう経験は、自己肯定感の向上にもつながります。   | 原案ど<br>おり | No.58と同じ考え方です。 |
| 67 | 第3章 | 基本目標2(3)<br>基本目標5(2) | 16<br>34 | 施設の中に簡易な宿泊機能を持たせる(数ヶ所程度)家に安心できる居場所がない子どもや緊急的な必要な家庭のために、一時的に寝泊りできるスペースの整備をご検討ください。地域のつながりがあるからこそ安心してまかせられる「小さなセーフティネット」として、考えることができます。   | 原案ど<br>おり | No.58と同じ考え方です。 |
| 68 | 第3章 | 基本目標2(3)<br>基本目標5(2) | 16<br>34 | <u>こどもの居場所づくり</u><br>安心してすごせる、自由にあそべる場所の確保(冒険遊び場プレーパークのような)をいれてほしい。   | 原案ど<br>おり | No.58と同じ考え方です。 |
| 69 | 第3章 | 基本目標2(3)<br>基本目標5(2) | 16<br>34 | 冒険遊び場プレーパークのような、のびのび、自由にあそべる場所を創出するという計画をいれてもらいたい、すべてのこどもたちの遊びの権利を確保してもらいたい。  | 原案ど<br>おり | No.58と同じ考え方です。 |

| No | 章   | 項目                   | 頁        | 意見  | 対応              | 対応の考え方   |
|----|-----|----------------------|----------|---|-----------------|--|
| 70 | 第3章 | 基本目標2(3)<br>基本目標5(2) | 16<br>34 | 事業の進捗だけではなく、居場所づくりなどの地域における具体的支援が必要ではないかと思う。  | 原案ど<br>おり       | No.58と同じ考え方です。   |
| 71 | 第3章 | 基本目標2(3)             | 16       | <u>こどもの居場所づくり</u><br>取組内容の中に「フリースクールなどに公的な支援をする」を検討してほしい。<br>【理由】私立のフリースクールはニーズが増えているが金銭的に大変である。学校に行けない   | 原案に<br>記載あ<br>り | 基本目標3(4)で「フリースクール利用助成」を掲げ、フリースクール等の利用開始に要する費用を定額補助することとしております。   |
| 72 | 第3章 | 基本目標2(4)             | 17       | <u>(4)出会い・結婚支援の推進</u><br>(4)取り組みの削除<br>【理由】子ども基本法に結婚支援が明記されているが、「子ども計画」と法的な結婚は結びつかないと感じる。現状は、法的結婚の夫婦にのみ子どもが存在するわけではなく、結婚に関係なく子の親としての支援が必要と考える。久留米市の計画においては現状に合った計画に変更してほしい。 | 原案ど<br>おり       | 今回の計画では、少子化対策基本法に基づき、多様な価値観・考え方を尊重しながら自分の意思で結婚したいと思ったときに、その選択を実現できるように、少子化対策の一環として、結婚支援などを行うものです。また、婚姻の有無に関係なく子育て当事者の支援はこれまでも行っております。よって、原案どおりの記述とします。 |
| 73 | 第3章 | 基本目標2(4)             | 17       | <u>(4)出会い・結婚支援の推進</u><br>(4)取り組みの削除<br>【理由】子ども基本法に結婚支援が明記されているが、「子ども計画」と法的な結婚は結びつかないと感じる。現状は、法的結婚の夫婦にのみ子どもが存在するわけではなく、結婚に関係なく子の親としての支援が必要と考える。久留米市の計画においては現状に合った計画に変更してほしい。 | 原案ど<br>おり       | No.72と同じ考え方です。   |
| 74 | 第3章 | 基本目標2(4)             | 17       | <u>(4)出会い・結婚支援の推進</u><br>削除<br>【理由】結婚する、子どもを産むはあくまでも個人的なこと。子ども計画に入れる事に違和感を覚える。  | 原案ど<br>おり       | 今回の計画では、少子化対策基本法に基づき、多様な価値観・考え方を尊重しながら自分の意思で結婚したいと思ったときに、その選択を実現できるように、少子化対策の一環として、結婚支援などを行うものです。よって、原案どおりの記述とします。                                     |
| 75 | 第3章 | 基本目標2(4)             | 17       | <u>(4)出会い・結婚支援の推進</u><br>(4)取り組みの削除   | 原案ど<br>おり       | No.74と同じ考え方です。   |
| 76 | 第3章 | 基本目標2(4)             | 17       | <u>(4)出会い・結婚支援の推進</u><br>そもそも結婚や子どもを産む、産まないことは個人に任されることであって、子ども計画に必要な内容なのか疑問に思う。  | 原案ど<br>おり       | No.74と同じ考え方です。   |
| 77 | 第3章 | 基本目標3(2)             | 20       | 西鉄久留米にある「くるるん」を利用したいが、駐車場がない。近隣駐車場の割引などがあると嬉しい  | その他             | 当該施設は、地下に駐車場はございますが、駅周辺に設置していることから、公共交通機関での来館を想定した施設となっています。   |
| 78 | 第3章 | 基本目標3(2)             | 20       | 療育利用者が増えているとあったので、やはり5歳児検診を行い、より子どもたちが困らないようフォローが手厚くなるといいと感じた。  | 原案ど<br>おり       | 5歳児健診については、法的な実施義務はなく、国の補助制度を活用して実施している自治体もありますが、課題もあることから、今回の計画で取り組むものとして記載しておりません。よって、原案どおりの記述とします。  |

| No | 章          | 項目                                      | 頁        | 意見   | 対応      | 対応の考え方  |
|----|------------|---|----------|--|---------|---|
| 79 | 第3章        | 基本目標3(2)                                | 20       | <p>(2)切れ目ない子育て支援サービスの充実</p> <p>切れ目をなくすために、子育て支援サービスがあるのではないと考える。施策に切れ目があることが問題である。</p> <p>特に、乳幼児期・未就学児と小学生以降の学童期は切れ目どころか、分断されているかのように感じる。</p> <p>よって、施策の実施担当課に学校教育課を追加することは重要事項である。</p> <p>虐待やDVなどは貧困家庭のみならず発生するので、貧困家庭に焦点を当てずに、広く子育て世帯を見て計画してほしい。</p> <p>そして、法的な結婚にとらわれた施策は、さらに二次被害を起こすと考える。法的な婚姻関係を推奨しない、こどもが1人の人間として、権利が擁護される施策を計画してもらいたい。</p> <p>総じて、保護者支援がこどもの笑顔につながる。</p> <p>若者や子育て当事者の笑顔があふれることが、こどもの笑顔につながる。</p> | 原案どおり   | 各事業についてはアクションプランを策定しているものもありますので、今回の計画は、こども・若者・子育てに関する施策のマスタープランと位置付け、詳細な取組を記載しないこととしております。また、計画の対象は、全てのこども・若者・子育て当事者としており、貧困家庭やひとり親家庭など、様々な家庭の状況に応じた支援に取り組むこととしております。よって、原案どおりの記述とします。 |
| 80 | 第3章        | 基本目標3(2)<br>基本目標4(1)                    | 20<br>25 | 基本目標4(1)では配慮を必要とする家庭に限定されていますが、どの家庭でも低料金で一時預かりや家事代行などの支援はしてもらいたいと思います。   | 原案に記載あり | 子育て支援サービスとして、一時預かりや家事・育児訪問支援などを実施しており、基本目標3(2)にて記載しております。   |
| 81 | 第3章<br>第4章 | 基本目標3(2)<br>3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 | 20<br>60 | <p>病児保育事業</p> <p>病児保育の枠を増やして欲しい。</p>   | 原案どおり   | 病児保育事業については、感染症の流行時期などにニーズが一時的に高まり、利用しにくい状況となる一方で、誰も利用しない日もあるなど変動が大きく、全てのニーズに完全に対応することが難しい事業となっています。今回の計画では、受け入れ枠を増やすなど、利用者の利便性の向上を図ることとしており、原案どおりの記述とします。                              |
| 82 | 第3章<br>第4章 | 基本目標3(2)<br>3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 | 20<br>60 | <p>病児保育事業</p> <p>数年前に病児保育を利用したことがありますが、とても使い勝手が悪いと思いました。まず空きがない、予約が無いと預けれない。子どもがいつ具合が悪くなるかなど予想はできないのに予約が無いと預けれないとはどういうことかと思いました。理想は保育園や幼稚園に病児保育を作っていただけるのが一番だと思います。</p>  | 原案どおり   | No.81と同じ考え方です。  |
| 83 | 第3章<br>第4章 | 基本目標3(2)<br>3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 | 20<br>60 | <p>病児保育事業</p> <p>病児保育所の増設</p> <p>受入れ数の制限やルールが厳しくて、更に施設の数も少なくて利用しづらいです。</p>   | 原案どおり   | No.81と同じ考え方です。  |

| No | 章          | 項目                                      | 頁        | 意見  | 対応    | 対応の考え方  |
|----|------------|---|----------|---|-------|---|
| 84 | 第3章<br>第4章 | 基本目標3(2)<br>3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 | 20<br>60 | <u>病児保育事業</u><br>利用者が多く対応できていないのが現状だと思います。以前は医師の診断書が無くても医療機関受診の自己申告で受け入れ可能だったのに、今は医師に診断書を書いてももらわないと利用できず、書いてもらったとしても予約が取れるかどうかは難しくお金と時間ばかりとられて、結局利用できないこともありました。もう少し利用しやすい仕組みを整えてほしいです。 | 原案どおり | 病児保育事業については、市が補助している施設では診断書の提出を義務付けておりません。また、今回の計画では、受け入れ枠を増やすなど、利用者の利便性の向上を図ることとしておりますので、原案どおりの記述とします。   |
| 85 | 第3章<br>第4章 | 基本目標3(2)<br>3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 | 20<br>60 | <u>病児保育事業</u><br>まだまだ受け入れの数が少なく、利用出来ることが少ないです。また、いくつか登録していますが、場所によって提出する病院で書いてもらう診断書の様式が違うので結局1箇所しか申し込み出来ずそこも利用調整でだめになるともう仕事を休むしかありません。<br>診断書の様式を統一するなどして頂けると可能性が広がるかなと思っています。         | 原案どおり | 病児保育事業については、感染症の流行時期などにニーズが一時的に高まり、利用しにくい状況となる一方で、誰も利用しない日もあるなど変動が大きく、全てのニーズに完全に対応することが難しい事業となっています。また、市が補助している施設では診断書の提出を義務付けておりません。今回の計画では、利用者の利便性の向上を図ることとしており、原案どおりの記述とします。   |
| 86 | 第3章        | 基本目標3(2)                                | 20       | <u>学童保育所事業</u><br>長期期間中のお弁当は働いている親にとってはかなり大変です。<br>お金は払うので給食や注文のお弁当など、利用する人が選べる仕組みができればありがたいと思っています。  | 原案どおり | No.46と同じ考え方です。  |
| 87 | 第3章        | 基本目標3(2)                                | 20       | 地域子育て支援センター事業は公的機関で行ってください。   | 原案どおり | 公立保育所の民間移譲に合わせて、併設されている地域子育て支援センターは、移譲先に委託する予定ですが、委託に際しては、市の責任のもと、十分に引継ぎを行い、委託先、関係機関、市が連携することにより、これまでと同様の事業を実施いたします。よって、原案どおりの記載とします。   |
| 88 | 第3章        | 基本目標3(2)                                | 21       | <u>ブックスタート事業</u><br>絵本配布率は何パーセントあるかは不明ですが、ブックスタート事業は虐待防止・早期発見にもつながる事業なので保健師・保育士などと家庭訪問も視野に入れて100パーセント配布をしていただきたい  | 原案どおり | 今回の計画でも、引き続き、参加率向上に努め、ブックスタート事業に取り組んでいくことから、原案どおりの記述とします。   |
| 89 | 第3章        | 基本目標3(3)                                | 22       | <u>保育環境の改善</u><br>こどもにとって保育環境は人生を大きく左右する大切な出会いとなります。現在の、地域に存在する公立保育園の委譲は、こどもの発達の上からも、子どもの育ちゆく権利の上でも反することとなります。  | 原案どおり | 公立保育所は求められる役割があることから、一定数の維持確保が必要と考えています。しかし、公立保育所を取り巻く課題(支援を必要とする子どもへの対応、限られた人材による保育の質の確保、施設の老朽化への対応等)を考慮しますと、すべての公立保育所を存続させることは、極めて困難な状況となっています。このようなことから、少子化がより進むとともに、財源や保育人材に限られる中で将来にわたり保育環境の充実を図るため、本市では第3次公立保育所運営再編計画を策定して取組を進めています。よって、原案どおりの記述とします。 |

| No | 章   | 項目       | 頁  | 意見  | 対応    | 対応の考え方  |
|----|-----|----------|----|---|-------|---|
| 90 | 第3章 | 基本目標3(3) | 22 | <p><b>【要望】</b></p> <p>1.日曜日や祝日にも開所している保育園の増設・拡充<br/>特に認可保育園での受け入れ年齢の柔軟化(たとえば生後6ヶ月からなど)をご検討いただきたいです。</p> <p>2.認可外保育園への経済的支援の拡充<br/>たとえば、「第2子以降は保育料が半額になる」「認可外でも一定基準を満たす場合は補助金が出る」などの仕組みがあれば、安心して預けることができます。</p> <p>子どもを安心して預けられる環境があれば、保護者も安心して働くことができ、地域経済への貢献にもつながります。</p> <p>一人でも多くの働く保護者とその子どもたちが安心して暮らせる社会になるよう、ご理解とご配慮を心よりお願い申し上げます。</p> | 原案どおり | 今回の計画では、「様々な保護者の就労形態に対応した多様な保育サービス」に取り組むこととしておりますので、原案どおりの記述とします。   |
| 91 | 第3章 | 基本目標3(3) | 22 | <p><u>多様なニーズに対応した保育の実施</u></p> <p>令和元年からの送迎ステーション保育事業の検証結果は？<br/>一時保育が休止しているところがある。要望は多いので保育士の待遇向上し、確保、再開・充実してほしい</p>   | 原案どおり | 送迎保育ステーション事業は、待機児童対策の一環として実施しており、待機児童がゼロとなったことから、事業を廃止しております。また、一時預かり事業は、保育士不足などにより受け入れ枠が確保できなくなっている状況となっており、今回の計画でも引き続き取り組むこととしております。よって、原案どおりの記述とします。 |
| 92 | 第3章 | 基本目標3(3) | 22 | <p><u>幼保小連携の推進</u></p> <p>担当課に子ども保育課、学校教育課を挿入</p> <p><b>【理由】</b> 以前は子ども達が小学校に入学前に幼稚園、保育園、小学校低学年受け持ちの三者が集まり子どもたちの様子を出し合い、小学校への円滑な移行をしてきていました。それがいつの間になくなりました。幼児教育研究所任せでは一人ひとりの子どもに寄り添えません。</p>   | 原案どおり | No24と同じ考え方です。   |
| 93 | 第3章 | 基本目標3(4) | 23 | 数年前、久留米市へ転入してきました。どうしても比較してしまうのですが、教育費(月々)が高いところ、小、中、高校生の医療費が無料でないところは子育てしにくい環境だと思っています。  | 原案どおり | 久留米市では、子育てしやすい環境づくりを総合的に進めることがより重要であるとの認識のもと、限られた財源の中で様々な施策に幅広く取り組んでいるところです。よって、原案どおりの記述とします。   |
| 94 | 第3章 | 基本目標3(4) | 23 | 中学校までの医療費補助がとても助かっていました。高校からは補助がなくなり、医療費の負担がとても気になっています。持病があることや、インフルエンザ等の検査の費用も高額になっています。隣のうきは市では高校生も補助が出ているので、久留米市でも子どもたちが自分で稼げるようになるまで、せめてアルバイトがある程度できるように高校卒業までは医療費の補助を検討していただけないでしょうか。   | 原案どおり | No.93と同じ考え方です。  |

| No | 章   | 項目       | 頁  | 意見   | 対応        | 対応の考え方         |
|----|-----|----------|----|--|-----------|----------------|
| 95 | 第3章 | 基本目標3(4) | 23 | <p>子供を産み、育てたいと思える社会をつくってほしい</p> <p>まずは、経済的な負担の軽減</p> <p>子供手当をあげる</p> <p>なにより久留米市は保育料や医療費負担が大きい</p>   | 原案ど<br>おり | No.93と同じ考え方です。 |
| 96 | 第3章 | 基本目標3(4) | 23 | <p>未就学児と小学生を育てている保護者です。日々の子育てにかかる経済的負担は大きく、特に社会保険料などの固定費が家計を圧迫しています。</p> <p>子育て世帯への税制面での支援(減税・免除など)を、こども計画の中で検討していただきたいです。</p> <p>また、子育て世帯が安心して地域に定住できるよう、住宅取得への補助や金利優遇などの支援制度の整備も期待しています。</p> <p>戸建て住宅の取得を支援する仕組み(補助金・金利優遇・土地取得支援など)も充実すると、子育て世帯が久留米市に定住しやすくなると考えます。</p>                                  | 原案ど<br>おり | No.93と同じ考え方です。 |
| 97 | 第3章 | 基本目標3(4) | 23 | <p>子供の医療費18歳まで無料(初診料もなし)</p> <p>小学校、中学校にかかる代金無し(制服などの必需品は仕方ないが、授業料や給食費などの出費をなくしてほしい)</p> <p>2歳までおむつ無料券を定期的に配布</p> <p>15歳以下の子がいる家庭へ定期的な米の配布</p>   | 原案ど<br>おり | No.93と同じ考え方です。 |
| 98 | 第3章 | 基本目標3(4) | 23 | <p>子供計画について、少子化が益々進んでいく中今いる子供達を大切にし若者にもよりよく住んでもらうためには、久留米市に住んでいてよかった！久留米市で子育てしたい！これからも久留米市に住み続けたいと思ってもらえる対策が必要だと思います。</p> <p>具体的には、医療の町である久留米を生かして子供の医療費助成の無償化年齢を引き上げるべきだし、乳幼児のワクチンはすべて無償化、公立学校の給食費無償化を早く実現してほしいです。</p> <p>また、出産時のサポートや、ベビシッターの補助券など久留米で子育てするとこんないいことがありますよ！という他の街にはない、本気を見せるべきだと思います。</p> | 原案ど<br>おり | No.93と同じ考え方です。 |
| 99 | 第3章 | 基本目標3(4) | 23 | <p>久留米市は子育て世帯に住みやすい地域とは言えないと思います。福岡で3番目に大きいと言いますが、医療費も他の多くの地域は無償化なのに久留米市は1番ケガや病気の多い小学生からお金がかかります。</p> <p>給食費も他の地域は無償化になりつつありますが、久留米市は増額でなんで？と思います。</p>   | 原案ど<br>おり | No.93と同じ考え方です。 |

| No  | 章   | 項目       | 頁  | 意見  | 対応    | 対応の考え方   |
|-----|-----|----------|----|---|-------|--|
| 100 | 第3章 | 基本目標3(4) | 23 | <p>いつもありがとうございます。計画素案は概要のようなものに見受けられましたのでそのまま良いと一市民として感じております。</p> <p>その中で小学生、及び未就学児の親としての希望です。</p> <p>もし今回のパブリックコメントに該当しない場合はご放念頂けたらと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食費の市税での全額負担<br/>(どの家庭にも平等と思います)</li> <li>・病院通院費無償の小学生への拡充<br/>(特に低学年はまだ言語化が難しい場合もありますとりあえず小児科にかからないといけない場合も多い為)</li> </ul> <p>よろしくお願い致します。</p>   | 原案どおり | No.93と同じ考え方です。   |
| 101 | 第3章 | 基本目標3(4) | 23 | <p>こども医療費を18歳まで助成して頂きたいです。</p> <p><b>【理由】</b>物価高騰で「医療費を節約」になってしまう懸念があります。</p>   | 原案どおり | No.93と同じ考え方です。   |
| 102 | 第3章 | 基本目標3(4) | 23 | <p>具体的に何がどう子育てする世代にとって良い方向に行くのかがよくわからなかった。</p> <p>貧困層への支援はもちろん大事だと思うが、東京都のように一律で支援をしてもらえると、社会全体から応援してもらえているという気概を感じると思う。</p> <p>久留米市で子育てをするメリットってありますか？</p> <p>地方ということで、両親が近い家も多いと思います。その個々人のメリットに甘んじていませんか？</p> <p>それがなかったらもっと子どもは減っていくと思います。</p> <p>私は平均的な所得だと思いますが、やはり何が1番不安かという、将来に向けたお金です。現代何かとお金がかかります。今後の日本のために社会全体で子育てしてる人たちを応援してもらえ何が、他の自治体から抜き出した施策、少なくとも、他の自治体から置いていかれない施策をよろしくお願いします！</p> | 原案どおり | No.93と同じ考え方です。   |
| 103 | 第3章 | 基本目標3(4) | 23 | <p>現在、小学校に通わせる子供がおり、共働きのため、学童保育に預けています。</p> <p>そこで質問(意見)なのですが、学童保育には兄弟児補助はないのでしょうか。</p> <p>保育園は兄弟児で下の子は半額になっていて、第三子については無料になっていますが、学童保育はそのような制度はないのでしょうか？</p> <p>子供に鍵を持たせて1人で帰らせて留守番させるには、まだ心配なところもあり、マックスの3年生まで学童保育を予定しています。</p> <p>しかし、二人目である小学1年生と学童保育が重なり、さらに保育園に通う未満児だと満額の支払いになり、家庭にとってかなりの負担であり、何のために働いているか分からなくなる時があります。</p> <p>どうぞご検討いただければと思います。</p>   | 原案どおり | 学童保育所の利用料は、おやつ代を含めた金額となっております。兄弟児の補助は設けておりませんが、他自治体と比べると安価に設定しております。また、就学援助認定世帯等への減額の制度もありまして、保護者の経済的負担を軽減する制度となっております。よって、原案どおりの記述とします。 |

| No  | 章   | 項目       | 頁  | 意見  | 対応      | 対応の考え方   |
|-----|-----|----------|----|---|---------|--|
| 104 | 第3章 | 基本目標3(4) | 24 | <p><u>久留米市奨学金</u></p> <p>「経済的…久留米市奨学金を給付。このことを生徒に広くPRし、市内の私立高等学校が独自に持つ奨学金制度についても調査・広報する」に下線部分を挿入。</p> <p>【理由】 経済的に困難な生徒が貸与型の奨学金を受給していることも多く、卒業後に苦労している。給付型・貸与型の実態を把握し啓発してほしい。</p>   | 原案どおり   | 「久留米市奨学金」は、市独自の奨学金制度に関する記載となっております。また、他の奨学金制度については、「子ども支援ガイドブック」に記載しており、支援者を通じて情報が届くように努めているところであります。よって、原案どおりの記述とします。 |
| 105 | 第3章 | 基本目標3(4) | 24 | <p>給食を止めている児童生徒への給食費一部補助相当額の支給を望みます。</p> <p>【理由】 昼食を自宅や居場所での児童生徒にも目を向けてくれていると感じるから。</p> <p>筑紫野市で事例あり</p> <p><a href="https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soshiki/35/43662.html">https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soshiki/35/43662.html</a></p> | 原案どおり   | 給食費に関する支援については、市全体の子育て支援策の中で、国の財源措置等も踏まえながら、引き続き検討してまいります。よって、原案どおりの記述とします。  |
| 106 | 第3章 | 基本目標4(1) | 25 | <p><u>母子生活支援事業</u></p> <p>「取組の内容」に「養育費受給の支援」をいれる。</p> <p>【理由】 現在、養育費を受け取っていない母子家庭が8割近いと言われている。民事執行法改定で裁判所の強制執行がやりやすくなったことや明石市は市独自で養育費を取り立てる仕組みがあることなどを相談窓口で案内・啓発してほしい。</p>  | 原案に記載あり | 今回の計画では、基本目標4(2)で「養育費確保支援事業」を引き続き実施することとしておりますので、原案どおりの記述とします。   |
| 107 | 第3章 | 基本目標4(1) | 26 | <p>P 68 幼児教育研究所に(中略)状況、を踏まえての対応策も記載してほしいと思います。P 103のグループインタビューにもあるように幼研につながっても実際に療育や訓練を受けられるのがいつになるかわからない状況の子どもたちが多くいると聞きます。通い始めても駐車場は遠く、障害のある子どもを連れて行くのはかなりの負担のようです。久留米市の未来を背負っていく全ての子どもたちのために一貫した支援が受けられる施設を作ってください。</p>                              | 原案どおり   | 幼児教育研究所は、現状、受け入れ枠に限りがあり、施設面でも課題があると認識しております。しかしながら、今回の計画でも引き続き、「子どもの発達支援」に取り組むこととしておりますので、原案どおりの記述とします。                |
| 108 | 第3章 | 基本目標4(1) | 26 | <p><u>外国人の相談支援</u></p> <p>追記で「地域の中で仲間同士の支え合いを推進し孤立を防ぐ。」ということが必要。相談をする、相談を受けるだけではなく、地域の中での支えあい、つながりをどううながしていくのがとても大切。</p>  | 原案どおり   | 今回の計画では、基本目標5(1)において、外国人も含めて、地域の中でこども・若者・子育てを支え合う活動の担い手を育成しながら、多様な主体と協働した取組を進めることとしております。よって、原案どおりの記述とします。             |
| 109 | 第3章 | 基本目標4(2) | 29 | <p><u>スクールソーシャルワーカー活用事業</u> <u>スクールカウンセラー活用事業</u></p> <p>正式雇用とし、増員することを追加挿入する。</p> <p>【理由】 P3で見る通り、スクールソーシャルワーカーの支援件数は3倍近くになっている。学校の中で児童生徒の立場に立って直接仕事をしてくれる人たちは現在、任期付非常勤職員で雇用が不安定で人数も不足している。</p>  | 原案どおり   | ご指摘の点も含め、効果的に事業を実施することができるスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置を行ってまいりたいと考えておりますので、原案どおりの記述とします。                                 |
| 110 | 第3章 | 基本目標4(4) | 31 | <p>自殺者が多い点に驚いた。どのような理由かにもよるが、何か手は打てないのかと思った。相談先等のプリントはよくもらってくるが、もう少し活用しやすいといいのかも知れない。</p>   | 原案どおり   | 自殺対策として、「子どものSOSの出し方教育」、「若者向け研修会」を実施しており、その他取組も含め、今後も引き続き行っていくことから、原案どおりの記述とします。                                       |

| No  | 章          | 項目  | 頁              | 意見   | 対応    | 対応の考え方  |
|-----|------------|---|----------------|--|-------|---|
| 111 | 第3章<br>第4章 | 基本目標3(2)<br>基本目標5(3)<br>3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 | 20<br>35<br>50 | ファミリー・サポート・センター事業は利用者のニーズで活動しており、その利用する保護者の状況把握と支援が重要だと感じています。ファミサポに限らず、他の支援事業も周知啓発ではなく、企業への働き方改革の推進や、保護者への支援の取り組みが必要ではないでしょうか。<br>理由<br>子育て支援のメニューが増える事ではなく、保護者や子どもの生活の課題解決のための取り組みが必要であると考えため。 | 原案どおり | 今回の計画では、妊娠期から18歳までの子ども子育て家庭の支援や企業のワーク・ライフ・バランスの推進にも取り組むこととしております。よって、原案どおりの記述とします。  |
| 112 | 第3章<br>第4章 | 基本目標3(2)<br>基本目標5(3)<br>3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 | 20<br>35<br>50 | ファミリー・サポート・センター事業は利用者のニーズで活動しており、その利用する保護者の状況把握と支援が重要だと感じています。ファミサポに限らず、他の支援事業も周知啓発ではなく、企業への働き方改革の推進や、保護者への支援の取り組みが必要ではないでしょうか。  | 原案どおり | No.111と同じ考え方です。   |
| 113 | 第3章        | 基本目標4(4)  | 32             | 不登校や別室登校が多いと感じているが、相対的に学校などでできることが少ないように感じている。   | 原案どおり | 不登校につきましては、児童生徒の増加や長期化の傾向が見られており、一人ひとりの状況に応じた支援が必要であると考えております。取組にあたっては、学校、家庭、関係機関等の連携が重要ですが、学校においても校内支援教室の設置や児童支援サポーターの配置を進めているところです。こうした状況を踏まえ、原案どおりの記述とします。 |
| 114 | 第3章        | 基本目標4(4)  | 32             | 不登校の子どもへ、スクールカウンセリングが学校外で受けられるような仕組みがあるとありがたいです。   | 原案どおり | No.113と同じ考え方です。   |
| 115 | 第3章        | 基本目標4(4)  | 32             | らるごについて 希望者には見学だけでなくは体験も可能であることが望ましいです。<br>【理由】利用した生徒の保護者の声より。<br>体験があることで、気持ちの準備が整っていく過程になり、通える児童生徒も増えるのでは。体験会などのイベントで、同じ立場の人がいると知れる機会があると更にいと思います。   | 原案どおり | らるごは、校外の居場所として、不登校支援に取り組んでおります。これまで、仮通級として、利用する制度を設けているほか、通級生以外の不登校の児童生徒が体験活動に参加できる制度がございます。こうしたことを踏まえ、原案どおりの記述とします。  |
| 116 | 第3章        | 基本目標4(4)  | 32             | <u>不登校に関する総合的な支援</u><br>不登校に関する情報にスムーズにたどり着けるような体制、情報周知を行ってほしいです。  | 原案どおり | 児童生徒の保護者の皆さんが、不登校に関する支援を知ることができるようにすることは重要であると考えております。今年度より相談窓口や支援内容等を記載したサポートリーフレットを作成し、全児童生徒に配布したほか、市ホームページにも記載したところです。こうしたことを踏まえ、原案どおりの記述とします。             |

| No  | 章   | 項目       | 頁  | 意見   | 対応    | 対応の考え方  |
|-----|-----|----------|----|--|-------|---|
| 117 | 第3章 | 基本目標4(4) | 32 | <p>【不登校対応について】</p> <p>わが子は小学2年生のとき、先生との関係で登校渋りがあり、不登校のリスクがありました。</p> <p>しかし、適応指導教室やフリースクールなどの選択肢や相談窓口の情報は、ネットで断片的に調べるしかなく、学校からは「様子を見ましょう」「保健室に来れるときは保健室で」といった対応のみでした。</p> <p>不登校は市内でも増加傾向にあり、どの家庭でも起こり得る課題です。</p> <p>入学時に全家庭に不登校支援のガイドブック(相談窓口、フリースクール一覧、適応指導教室の紹介等)を配布し、保護者が早期に対応できる仕組みを提案します。</p> <p>また、学校に教員が相談できる専門家を配置するか、教員向けに不登校対応の研修を実施することで、現場の対応力向上が急務と考えます。</p> | 原案どおり | 全国的にも不登校児童生徒の生徒の増加が続いている中、将来の社会的自立に向けた支援は重要であると考えております。市では、保護者や不登校を経験した方、専門家の意見も踏まえながら、久留米市不登校対応方針を策定し、居場所づくりや学習支援、相談体制の充実に向けた取組を進めております。 |
| 118 | 第3章 | 基本目標4(4) | 32 | <p>「不登校・および不登校予備軍」の減少・解消を盛り込んで欲しいです。</p> <p>その為に、以下を提案します。</p> <p>1.公立小学校に通う全ての児童が小学2年1学期まで「ひらがな・カタカナ・1年生で習う漢字」の習得の為に学校学級以外でのフォローをお願いします</p> <p>2.規則正しい生活が難しい児童には夏休みに短期集中合宿など、安全かつ安心できる環境で生活を見直す制度を整えてほしいです</p> <p>学力不足と不登校の問題はおおむね繋がっていると私は思っています。</p>  | 原案どおり | No.117と同じ考え方です。   |
| 119 | 第3章 | 基本目標5(1) | 33 | <p>先日、下校時間帯にとある町を車で走行中、町内放送のような音声が聞こえるので、気になって窓を開けてみると、「子供達の下校時刻になりました。周囲の方々は、安全に配慮して子供達の下校を見守りましょう」といった風な内容の放送がされていて、とても素晴らしい取り組みだと思いました。</p> <p>最近、登下校中の児童が思わぬ事故に遭うニュースを度々目にするので、小学生を育てている親として、とても他人事とは思えません。</p> <p>久留米市の未来を担うかも知れない大切な子供達に、もっと沢山の人が意識を向けられたら、事故の抑止にも繋がるかも知れないと思いました。</p> <p>ぜひ久留米市でもそういった取り組みをして欲しいと思いました。</p>   | 原案どおり | 子どもの登下校時の安全確保につきましては、学校で交通安全教室を実施するとともに、保護者や地域の皆さんで見守りを行っていただいております。ご意見を参考にさせていただきますが、原案どおりの記述とします。                                       |
| 120 | 第3章 | 基本目標5(1) | 33 | <p>(1)地域で子ども・若者・子育てを支え合う活動の促進</p> <p>「地域での子ども・若者・子育てを支え合う活動の担い手を育成しながら、活動の推進を図る」とあるが、その基本として子どもの権利を学び理解するおとな育成が大事だと思う。具体的な施策や事業の前にまずは大人が学ぶことを入れてほしい。</p>   | 原案どおり | ご指摘のとおり、こどもの権利につきましては、周りの大人の理解が大切なことから、基本目標1(1)で、その啓発に取り組むこととしております。よって、原案どおりの記述とします。   |
| 121 | 第3章 | 基本目標5(1) | 33 | <p>地域での子ども・子育て支援活動の促進</p> <p>公的施設だけではなく、民間団体と連携することでより手厚いフォローが可能となります。横のつながりの強化を推進してもらいたいです。</p>   | 原案どおり | ご指摘のとおり、官民が連携して支援することは有効なことだと考えております。今回の計画では、地域の多様な主体と協働した取組を進めることとしておりますので、原案どおりの記述とします。   |

| No  | 章   | 項目       | 頁  | 意見   | 対応      | 対応の考え方   |
|-----|-----|----------|----|--|---------|--|
| 122 | 第3章 | 基本目標5(1) | 33 | こども食堂の記載はあるけどフードドライブも協働推進部助成金により市民ボランティアで行われていることの記載がない。   | 原案に記載あり | フードドライブなどの市民活動への財政支援につきましては、「市民活動・絆づくり推進事業費補助金」として、今回の計画でも引き続き取り組むこととしております。   |
| 123 | 第3章 | 基本目標5(2) | 34 | <p>基本目標5「こども・若者・子育てを支え合う」の施策内容について、従前の計画・施策とほとんど変化がなく、市の現状を踏まえて見直し、充実する必要があると思います。</p> <p>具体的には「地域子育て拠点事業」について、従来からの市の施設「子育て交流プラザ、児童センター、地域子育て支援センター」などだけではなく、もっと小さな地域・スケール・インクルーシブな形態で、多世代の住民が「こども・若者・子育て世代」を共に支える拠点の取組みを進めるべきと思います。</p> <p>今の地域社会の現状として、孤立しているのはこども・若者・子育て世代だけではありません。働く世代(特に男性)も地域には疎遠となり、独居・二人暮らしが急増する高齢者など、いずれの世代も孤立化が進んでいます。「こども・若者・子育て世代」を真ん中に、いろんな人々が、日常的に、気楽・気軽に交流・相談・相互支援できるような、小さな「地域子育て支援拠点」をモデル的にも始められたらいかがでしょうか。</p> <p>費用について、国の「子育て支援拠点事業」を活用するとなると、実施主体は市となりますが、「市町村が認めたものへの委託はできる」となっているので、公益的な法人への委託で実施可能と思われます。</p> <p>さらに委託先として、地域に根付き、本業以外の「公益事業」に前向きな「公益的な法人(社会福祉法人等)」などを活用されると、公益事業と市の委託事業と併せ実施することで、市の委託費用はかなり軽減できる(100~200万円程度まで)と想定されます。</p> <p>モデル的にも、このような取組みが進めば、全国的にも注目される事業になるかもしれません。</p> | 原案どおり   | 今回の計画では、市民活動団体との協働により、地域におけるこども・若者・子育て家庭の居場所づくりに取り組むこととしています。よって、原案どおりの記述とします。 |

| No  | 章   | 項目       | 頁  | 意見   | 対応        | 対応の考え方   |
|-----|-----|----------|----|--|-----------|--|
| 124 | 第3章 | 基本目標5(2) | 34 | <p>(2)地域での交流の場や居場所づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 孤立しがちな転入ファミリーに対して<br/>転入ファミリーがスムーズに地域の中にとけこみ、つながりをつくり、支えあう体制を作るための仕掛けが必要ではないか。久留米には民間の活動もたくさんあるので、転入ファミリーとさまざまな地域資源の顔が見えるつながりづくりが必要</li> <li>・ 子育て中の母たちをエンパワメントする取り組みの啓発拡充<br/>子どもを産み育てることに喜びを感じることができる久留米市への実現に向けて、母たちが子育ての喜びを発信し、その声が社会に届くことで自分の価値を再確認したり孤立を防いだりすることができる。</li> <li>・ 子育てを、子育て世帯以外へ知ってもらう啓発活動<br/>子育て世帯は社会全体の18%。子どもを産み育てることに喜びを感じるためには、周りの理解が不可欠。子育ての価値を社会に伝えるための啓発で、あたたかな視点が社会に育まれる。学生だけではなく、高齢者、企業へ向けてなど、段階を追って事業化することが必須。それが次の未来につながっていくと思う。</li> </ul> | 原案ど<br>おり | ご提案の取組については、現時点ではありませんが、既存の取組以外にも地域における居場所づくりは大切だと考えており、必要に応じて検討していくことを考えております。よって、原案どおりの記述とします。                             |
| 125 | 第3章 | 基本目標5(3) | 35 | <p>[時短勤務] 勤め先の制度ではありますが、現在3歳の誕生日までが時短勤務が可能です。保育園の間は良いのですが、小学生になれば、長期休暇があり学童に預けたとしても弁当はいりますし、土曜日は家にいるので、保育園の時よりも大変です。それに、上に記載した通り、私の場合は学童に預けることも最善ではありません。小学生を持つ親にとってフルタイム勤務はきついと思うので、時短勤務を延長できるような制度があればうれしいです。</p>  | 原案ど<br>おり | 時短勤務については、法に基づく勤務先の制度であることから、今回の計画では、働く人が仕事と家庭生活を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業主を支援するとともに、意識啓発を行うこととしております。よって、原案どおりの記述とします。 |

| No  | 章   | 項目       | 頁  | 意見   | 対応    | 対応の考え方  |
|-----|-----|----------|----|--|-------|---|
| 126 | 第3章 | 基本目標5(4) | 36 | <p>私は今、妻と子供3人の父親として自分の経験から思ったことを申し上げます。所々間違っていましたらすいません。</p> <p>私が思ったのは、まず結婚してない、子供がいない人がいろんな制度を知らないことが問題かなと思います。</p> <p>自分もそんな制度あるとは独身の時には知らず、その場面の手前あるいは直面した時じゃないと知り得ないことが多かったと思います。</p> <p>なのでもっと、身近なインスタとか、動画などでもっと広告してやるべきだと思います。</p> <p>特に出産の時はお金がかかるのはもちろんだけど、母子手帳を貰えばちゃんと回数券？が貰えてその的確な頻度で通院すれば、お金はそんなにかからない事は知ってもらいたい。</p> <p>みんな何にしても逃げ道、適した方法を知らないが為に悲惨な事が起きていると思います。数打てば当たるではないですけど、もっと良い制度がある事をこっちが調べに来るんじゃなくて、国や県、市などが小学生にも伝わるくらい当たり前の情報として、発信して行くのが重要だと私は思います。</p> | 原案どおり | 今回の計画では、「結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるための啓発・情報発信」において、結婚や子育ての支援が必要な人へ届くように情報提供に取り組むこととしております。よって、原案どおりの記述とします。   |
| 127 | 第3章 | 基本目標5(4) | 36 | <p>様々な取り組みが用意されていることが確認できたので、それをいかに周知していくかについても(特に若者に対してどうやって周知していくか)課題として認識されていくといいと感じた。</p>  | 原案どおり | No.126と同じ考え方です。   |
| 128 | 第3章 | 基本目標5(4) | 36 | <p>現在、中学生と高校生を持つ母としての意見である。</p> <p>久留米市にスクールソーシャルワーカーが存在することを知らなかった。スクールカウンセラーについてのプリントは毎年持ってくるが、スクールソーシャルワーカーについてのお知らせをもらってきた印象があまりなく、素案に出てきて活用されている結果もあり、やや驚いた。もう少し周知されると、より必要な人へ届くと思う。せっかくあるのであれば、もっと活用されるとよい。</p>  | 原案どおり | No.126と同じ考え方です。   |
| 129 | 第3章 | 基本目標5(4) | 36 | <p>『こどもの心身の健康』</p> <p>『こどもへのスマホの健全な関わりの推進と保護者への啓発』</p> <p>WHOも認めたゲーム障害という依存症があるように久留米市だけの問題ではありませんが…乳幼児期からの保護者へのスマホ、インターネットの幼児・児童の脳の発達、発育への影響、心身への影響を啓発してほしいと思っています。</p> <p>また、保護者の方もお子さんのスマホ・ゲーム依存で困ってある方もおり、依存症への専門的な支援も今後は必要になると思います。</p>   | 原案どおり | スマートフォンやインターネットへの健全な関わり方、ゲーム障害など、子どもの発達・発育に関する啓発は重要なことだと考えております。学校ではSNSのリスクや適性な使い方などを子どもたちへ周知しているほか、保護者と子どもが共に学べる機会を設けております。こうしたことを踏まえて、原案どおりの記述とします。 |

| No  | 章   | 項目                    | 頁  | 意見   | 対応        | 対応の考え方   |
|-----|-----|-----------------------|----|--|-----------|--|
| 130 | 第3章 | 基本目標5(4)              | 36 | 子育て施策は、多岐にわたって素晴らしい計画をされていて驚きました。<br>しかし、これらの施策が本当に必要な家庭に届いているか、利用状況や効果を検証する仕組みが必要と考えます。<br>本当に支援が必要な家庭は、市からのお知らせを見る余裕もない状況があり得ます。学校や職場を通じてなど、いろいろな経路を使って市の施策が届くような工夫が必要ではないでしょうか。   | 原案ど<br>おり | 施策が必要な家庭に届いているかを検証することは難しいですが、多くの方から情報提供の必要性について意見をいただいております。<br>今回の計画では、「結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるための啓発・情報発信」において、結婚や子育ての支援が必要な人へ届くように情報提供に取り組むこととしております。よって、原案どおりの記述とします。 |
| 131 | 第3章 | 基本目標5(4)              | 36 | <u>子育て支援啓発</u><br>情報冊子として令和2年度版くめ子育て便利マップは見やすく利用しやすかった復活してほしい  | 原案ど<br>おり | 久留米市では、行政サービスのデジタル化を進めており、「子育て便利マップ」につきましても、掲載内容を市ホームページに移すなどして、段階的に紙媒体からデジタル媒体に見直しているところです。よって、原案どおりの記述とします。  |
| 132 | 第4章 | 2 幼児教育・保育の量の見込みと確保の内容 | 38 | 7つの幼児教育・保育提供区域の設定が書かれているが、市が関係する保育園は、ひとつもない区域がある。荒木区域もそうだ。以前荒木保育園で伸びのび我が子を育てていただいた。<br>連絡帳など読むと子どもが、どう過ごしているかが、目に浮かぶようだった。<br>私の要望は、せめて7つの区域の一つずつは、市の保育園があって欲しい。市は子どもの成長に、もっともっと、お金も頭も使うべき。と思う。子どもたちは、これから日本を背負う人になるのだから。  | 原案ど<br>おり | No.89と同じ考え方です。   |
| 133 | 第4章 | 2 幼児教育・保育の量の見込みと確保の内容 | 38 | 市のお金を使うにあたって、順番があるというのなら、未来ある子ども達のために、一番に使ってほしいと思います。<br>保育園の公立民営化が進んでいます。<br>それはやめて、公立保育園を残して下さい。<br>なぜなら、久留米市の公立の保育士さん達は何十年も前から保育内容の学習を積み重ね、素晴らしい保育をつくってきました。<br>私立保育園は、障害のある子を保育士不足のため、受け入れられずにいます。そういう、本当に保育の必要な障害児を公立は受け入れてきました。公立が減ったら、その子達の居場所はどのようなのでしょうか。<br>保育内容も、保育士の待遇も、私立保育園は公立保育園をめざしています。<br>その目標となる、公立保育園を減らさないで下さい。 | 原案ど<br>おり | No.89と同じ考え方です。   |
| 134 | 第4章 | 2 幼児教育・保育の量の見込みと確保の内容 | 38 | 区域割「中央部」の保育ニーズが密集しすぎです。松柏保育園を「中央東部」に変更をお願いします。   | 原案ど<br>おり | 幼児教育・保育提供区域は、アクセスの状況等も踏まえて、市内を7つのエリアに分け、エリアごとの需要と供給のバランスを図るため設定しております。よって、原案どおりの記述とします。  |

| No  | 章   | 項目                          | 頁  | 意見  | 対応    | 対応の考え方   |
|-----|-----|-----------------------------|----|---|-------|--|
| 135 | 第4章 | 2 幼児教育・保育の量の見込みと確保の内容       | 39 | (4)幼児教育・保育に関する量の見込みと対応策<br>3号認定児童対策を強化してほしい。<br>【理由】 P41の市全体の表でも明らかなように、3号認定の児童は令和9年まで待機児童が解消しない。そこに「こどもだれでも通園制度」を取り入れた場合、質の確保ができる対策が必要です。  | 原案どおり | 3号認定の児童の受入枠については、保育ニーズに対応できるよう、令和11年度までの計画期間に確保する予定です。また、保育の質の向上についても、今回の計画で引き続き取り組むこととしております。よって、原案どおりの記述とします。          |
| 136 | 第4章 | 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 | 50 | (1)子育て世代包括支援事業<br>こども子育てサポートセンター「中央センター」1か所の見込みとあるが、市役所16階まで乳幼児の保護者は相談にいきづらい<br>祖父母就労や介護で実家に頼れない・転勤などで久留米に知り合いがいない保護者がベビーカーや車移動15分程度で相談できる地域子育て支援センターとの連携はワンストップとして有効活用してほしい  | 原案どおり | 地域子育て支援センターは、こども子育てサポートセンターに属しており、子育て家庭の支援に連携して取り組んでおります。よって、原案どおりの記述とします。   |
| 137 | 第4章 | 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 | 52 | (3)学童保育事業<br>【対応策の内容】について、学校教育課と関係を密にし、特に長期休暇期間中は図書室や特別教室の開放を要望します。   | 原案どおり | 学童保育所は、必要に応じて学校の空き教室などを利用して保育を行っておりますが、支援員等の不足により、更なる活用に繋がっていない状況です。よって、原案どおりの記述とします。                                    |
| 138 | 第4章 | 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 | 56 | (7)-2エンゼル支援訪問事業<br>スタッフの稼働率が少ないのか、その日はダメと、断られたり、近くに近親者はいないのか、と聞かれた、という声もあります。派遣実績と、依頼者数の数値も検討してください。  | 原案どおり | ご指摘のとおり、利用ニーズが特定の日や時間帯に集中した場合は、利用をお断りするケースがございます。今回の計画では、引き続き支援を提供することが可能となるよう登録ヘルパーの必要数を確保することとしております。よって、原案どおりの記述とします。 |
| 139 | 第4章 | 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 | 56 | (7)-2エンゼル支援訪問事業<br>産前産後ヘルパーの派遣の必要性がある中、対応策として松柏子育て支援センターを拠点に(中略)実施体制を維持しますと書かれています。しかし同じ部の子ども保育課は第3次公立保育所運営再編計画の中で松柏保育園を令和10年度までに運営のあり方の検討を行うとしております。もし保育園が民間移譲されれば併設されている支援センターも移譲されます。公的に支援を担っているから個人情報厳守しつつ、もしもさらなる支援が必要なケースが生じた時に、専門の部署につなげることができているのではないのでしょうか。松柏保育園も支援センターも拠点的な役割を果たしているのは明確です。現状を踏まえ今後とも利用者重視の対応をお願いします。 | 原案どおり | エンゼル支援訪問事業の事務は、松柏子育て支援センターの職員が担っていますが、今後どうするのか決定したものはなく、当事業は引き続き実施していくこととしております。よって、原案どおりの記述とします。                        |

| No  | 章   | 項目                          | 頁        | 意見  | 対応      | 対応の考え方  |
|-----|-----|-----------------------------|----------|---|---------|---|
| 140 | 第4章 | 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 | 56<br>57 | <p><u>(8)児童育成支援拠点事業、(9)親子関係形成支援事業</u></p> <p>【対応策の内容】の記述が、(17)多様な事業者の参入促進・能力活用事業、(18)要保護児童対策地域協議会事業に比べて具体性に乏しく、実効性が見えにくいと感ずます。</p> <p>計画資料に示された各種調査結果からも、こどもを育成支援する居場所や親子関係の改善に対するニーズは高いと読み取れます。</p> <p>これらを踏まえ、両事業には、居場所スタッフの配置や親子体験型事業の実施、父親支援の拡充など、対象・手法・期待される成果を明示する記述、もしくは今後、子どもや保護者、地域団体と継続的に情報交換を行いながら事業を進める旨を盛り込むなど、より具体的な内容への修正を提案します。</p> | 原案どおり   | (8)児童育成支援拠点事業、(9)親子関係形成支援事業の事業については、予算や職員体制の課題もあり、ご提案の内容も含め、どうするか決定したものがないことから、「事業実施について検討」するとの記載となっております。よって、原案どおりの記述とします。 |
| 141 | 第4章 | 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 | 57       | <p><u>(10)地域子育て支援センター事業等</u></p> <p>上津あたりの児童センターがなく、校区サロンしかない。子供が少ないのかもしれないが、このあたりにも児童センターが欲しい。</p>   | 原案どおり   | 市全体としてのニーズに対する供給は充足していることから、児童センターにつきましては、新たな設置は考えておりません。よって、原案どおりの記述とします。  |
| 142 | 第4章 | 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 | 59<br>60 | <p><u>(12)一時保育事業等、(14)ファミリー・サポート・センター事業</u></p> <p>久留米市のファミリー・サポート・センター事業では対象が3か月から小学校6年生までの子どもとなっており、事業の利用件数や実績は全体数を表記した内訳として各項目の数値を表記してしてほしい。</p> <p>理由</p> <p>全体数から切り取られ、実際の活動より少なく表記されることで、担い手不足の状況が感じられず、実際に活動しているみまもり会員へ与える印象も良くない、更に市民への認知にも影響すると考える</p>   | 原案どおり   | 記載方法は、国が示した方針どおりとなっており、就学前児童と就学児は分けて記載をしております。よって、原案どおりの記述とします。   |
| 143 | 第4章 | 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 | 59<br>60 | <p><u>(12)一時保育事業等、(14)ファミリー・サポート・センター事業</u></p> <p>久留米市のファミリー・サポート・センター事業では対象が3か月から小学校6年生までの子どもなので、事業の利用件数や実績は全体数を表記した内訳として各項目の数値を表記してしてほしい。</p>  | 原案に記載あり | No.142と同じ考え方です。   |
| 144 | 第4章 | 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 | 61       | <p><u>(17)多様な事業所の参入促進・能力活用事業</u></p> <p>民間事業者が子育て支援事業を行うには経営面の厳しさがあると思います<br/>人を育てることは市(行政)が責任を持ってやらなければならないと考えます</p>   | 原案どおり   | 地域の供給体制などを勘案して検討するとしており、必ずしも多様な事業者が参入するものではありません。よって、原案どおりの記述とします。  |

| No  | 章   | 項目                          | 頁  | 意見  | 対応    | 対応の考え方  |
|-----|-----|-----------------------------|----|---|-------|---|
| 145 | 第4章 | 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 | 63 | <p>(21)産後ケア事業</p> <p><b>【意見・提案】</b></p> <p>現在、産後ケア事業の見込み量および確保方策として「年間120件」と記載されていますが、久留米市の年間出生数(概ね2,300～2,900人)と比較しても、この見込み数は実態に対して過少ではないかと感じます。</p> <p>厚生労働省が公表する令和4年度の産後ケア全国平均利用率は約10.9%であり、久留米市の出生数を基に単純試算すると、年間約250件程度の利用ニーズがあると考えられます。</p> <p>このことから、以下の点についてご検討いただければ幸いです：</p> <p><b>【具体的な提案】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>産後ケアの利用見込み量を全国平均水準(10～11%)程度まで引き上げて再設定する</li> <li>制度制限(年齢制限、回数制限、申込要件)によって、表出しにくい潜在ニーズがある可能性について、調査・ヒアリングの実施を行う</li> <li>未利用者や利用希望者の声を反映できるフィードバックの仕組みを構築する</li> </ol> <p><b>【コメントの意図】</b></p> <p>制度的に見込みと供給が一致しているように見えても、制度枠により「本来使いたいのに使えていない人」が見過ごされるリスクがあります。子育て初期の支援として極めて重要な産後ケア事業において、より多くの保護者が適切な支援にアクセスできるよう、柔軟な体制整備とニーズ把握の精度向上を望みます。</p> | 原案どおり | 本市では、産後ケア事業の導入は早く、これまで多くの方に利用していただいた実績があります。こうした中、利用ニーズ(量)の見込みについては、過去の利用状況や出生数(0歳児人口)の減少も踏まえた推計となっており、十分にニーズを汲んでいるものと考えております。よって、原案どおりの記述とします。 |

| No  | 章   | 項目                          | 頁  | 意見   | 対応    | 対応の考え方  |
|-----|-----|-----------------------------|----|--|-------|---|
| 146 | 第4章 | 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 | 63 | <p>(21)産後ケア事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市の方が自費(20,000円)で産後ケアを受けに来られます。自費で20,000円を払って来られるのはよっぽどのことだと思います。</li> <li>産後ケアのサービスを充実してほしいと沢山のお母さん方から聞きます。</li> <li>・産後ケアが受けられる期間について、生後3ヶ月未満、5ヶ月未満、1年未満の期間では足りないと思います。</li> <li>・多胎児、ひとり親家庭、低出生体重児、障がい児のお母さん、ご家庭にもより細やかな支援が必要です。</li> <li>・産後ケア事業のチラシの中に、「流産、死産された方も支援の対象です。」と明記して頂けると、必要な方に情報が伝わるとと思います。</li> <li>・流産、死産された方は、助産師、心理士など専門家のケアも必要ですが、それと同時に、「自分一人じゃない」「同じ経験をした人と繋がりたい気持ち」もあります。</li> <li>・久留米市のHPで、県内、もしくは近隣市町村の自助グループの情報を掲載いただくと、母親やご家族の方が必要な情報をアクセスできると思います。</li> </ul> | 原案どおり | 産後ケア事業につきましては、当事者や関係機関等の様々なご意見を参考に、生後1年未満まで利用できる施設の拡充など、より良い事業となるよう見直しを検討していきます。また、出産後の母子への支援につきましては、産後ケア事業だけでなく、こども子育てサポートセンターの保健師が中心となって、様々な機関や団体と連携しながら取り組んでおります。よって、原案どおりの記述とします。 |
| 147 | 第4章 | 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 | 63 | <p>(21)産後ケア事業</p> <p>出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。とありますが、産婦人科の受け入れとして生後1, 2か月までがほとんどでその後のフォローができていない状態である。何かほかの対策が必要ではないか。</p>  | 原案どおり | No.146と同じ考え方です。   |
| 148 | 第5章 | 1 計画の推進体制                   | 65 | <p>追加</p> <p>子どもの権利条例の制定に向けた検討委員会の設置</p> <p>【理由】 こども基本法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。このこども基本法を進めるための行動計画であるこども計画なので、市では、条例を定め、計画を推進することが、基本法の理念と目的を達成できると考えるため。</p>  | 原案どおり | 今回の計画では、いわゆる「子どもの権利条例」を制定することを決めておりませんので、記載はしておりません。また、こども・若者の権利の認知度向上は大切なことから、今回の計画において啓発事業を実施することとしております。よって、原案どおりの記述とします。  |
| 149 | 第5章 | 1 計画の推進体制                   | 65 | <p>「久留米市子ども人権条例検討委員会」の設置を希望します。</p> <p>【理由】 こども基本法の行動計画を進めていくうえで、子どもの権利の周知徹底を推進し、点検し、相談、救済の場を作っていくことが市に課せられている課題と思うから。</p>   | 原案どおり | No.148と同じ考え方です。   |

| No  | 章   | 項目              | 頁  | 意見  | 対応      | 対応の考え方  |
|-----|-----|-----------------|----|---|---------|---|
| 150 | 第5章 | 1 計画の推進体制       | 65 | 「こどもの権利条例制定に向けた検討委員会の設置」を追加。<br>【理由】子ども基本法を基に、子ども大綱策定やこどもの権利委の周知・反映がうたわれてる。その子どもたちの権利がきちんと守られていくかどうかを、見守っていくことが市町村に課せられていると思う。条例制定が基本法の理念を推進し、子どもたちの権利や環境を守っていくことになると思う。                        | 原案どおり   | No.148と同じ考え方です。   |
| 151 | 第5章 | 1 計画の推進体制       | 65 | 追加<br>子どもの権利条例の制定に向けた検討委員会の設置   | 原案どおり   | No.148と同じ考え方です。   |
| 152 | 第5章 | 1 計画の推進体制       | 65 | 計画の推進にあたって「子どもの権利条例」制定に向けた検討委員会の設定が望まれる。子どもは権利の主体であり、子どもが権利を守れる、自分の意見を言える場を大人が作らなければならない。また、権利が侵害されたときに相談・救済される独立した仕組みも必要になってくる。子どもの最善の利益の保障のためには、こどもの基本法の行動計画を進めていくうえで、ぜひとも子どもの権利条例制定が必要だと考える。 | 原案どおり   | No.148と同じ考え方です。   |
| 153 | 第5章 | 1 計画の推進体制       | 65 | ・こどもの権利条約に関する条例が久留米市にできることを願います。  | 原案どおり   | No.148と同じ考え方です。   |
| 154 | 第5章 | 2 計画の進捗管理と点検・評価 | 65 | 【各部会の役割について】<br>P71資料の「こども・若者の自殺の現状」では久留米市は高い現状がある。また、P97の資料の「ヤングケアラー支援のための子どもの生活実態調査」では久留米市は全国平均より高い。それらのことも青年期部会で検討してほしい。<br>【理由】長年、この傾向は続いているので有効な対策を検討してほしい。                                | 原案に記載あり | 計画策定後は、「こども・若者の自殺」や「ヤングケアラー支援」だけでなく、計画に挙げている事業・取組全体の進捗状況を評価・点検をすることとしております。 |
| 155 |     | その他             |    | ・相対的に今後少子化が進むことを見据えた上で、子どもにかかるリソースをどう配分していくかは難しい問題だと思うが、できる限り子どもの利益になるような形にしていだけたらと思う。  | その他     | いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。   |
| 156 |     | その他             |    | こどものための「久留米市子ども計画」なので子どもが読んでもわかりやすい内容であること。子どもが読んで理解できる文章に整理してほしい。  | その他     | 「久留米市子ども計画」を策定しましたら、こどもにも読んでもらえるよう、「やさしい概要版」を作成することとしております。                 |
| 157 |     | その他             |    | こども計画が、子どもに読める内容になっていない気がします。   | その他     | No.156と同じ考え方です。   |

| No  | 章 | 項目  | 頁 | 意見   | 対応    | 対応の考え方   |
|-----|---|-----|---|--|-------|--|
| 158 |   | その他 |   | <p>子供の食事に関して<br/>給食や子ども食堂での野菜やお米は無農薬、無化学肥料、調味料なども遺伝子組み換えでない国産大豆の醤油や味噌で無添加のものを推進していただきたい。<br/>理由 農薬の脳など人体への影響など<br/>遺伝子組み換えの小麦や食物も食べさせないでほしいです。<br/>理由 子供が産まれなくなる可能性の指摘など。<br/>外国産のお肉や果物は食べさせないでほしいです。<br/>理由 基準値600倍のホルモン剤など、防腐剤、健康への害。<br/>全てのワクチン接種を推進しないでください。<br/>理由 アジュバンド(去勢剤)のアルミニウムや遺伝子組み換え製剤で、子供ができにくい体になる懸念。多動症や発達障害やワクチン接種による被害が出ている為。</p> <p>他の国は添加物を減らしオーガニック推奨され癌も減っていますが、日本は昔より発達障害や知恵遅れが増え、添加物や農薬や除草剤も海外のあまり物を受け入れて先進国の中でも日本は癌が増え続けています。<br/>子どもが学校帰りに歩いていると、専用マスクを付けた大人が除草剤を通学路に撒いていて、背の低い子どもに影響がないと思いますか？脳や神経への影響、土壌汚染など少子化対策するのであればしっかりと対応を見せてください。</p> <p>オーガニック給食推進の学校や地域もあります。そちらをどうぞ参考にさせていただきます。</p> | 原案どおり | 今回の計画は、こども基本法等に基づく、こども・若者・子育てに関する施策のマスタープランと位置付けており、食育、食の安全の取組を定めるものではないと考えております。よって、原案どおりの記述とします。                                     |
| 159 |   | その他 |   | パブリックコメントの実施方法として、子ども自身への「子ども版パブリックコメント」が実施されず残念でした。他部署のパブリックコメントの実施の際は説明会や市民の意見を聞く会など開催されることもあるので、せめて子どもがパブリックコメントに関われる取組が欲しかった。  | その他   | 今回の意見募集にあたっては、計画（素案）について、「やさしい概要版」を作成するとともに、やさしい日本語のホームページを作成し、こどもにもわかりやすいように周知を図りました。   |
| 160 |   | その他 |   | テキスト112ページ用紙56枚多いです。作成された方は業務であらゆるデータを資料収集され、拝見する市民は子育ての専門家ばかりではなく数字を並べられても具体的に解りにくくはありませんか？   | 原案どおり | 計画の資料編は、計画策定に使用した各種データを記載したもので、ページ数の都合もあったことから、厳選して掲載しております。しかしながら、今回の計画に関わる分野が広範囲となっているため、結果として分量が多くなっております。こうしたことも踏まえて、原案どおりの記述とします。 |

| No  | 章 | 項目      | 頁 | 意見  | 対応    | 対応の考え方   |
|-----|---|---------|---|---|-------|--|
| 161 |   | その他     |   | こども計画としながら、0～18歳だけでなく、40歳近くまでを対象とすることは、非常に多岐にわたり支援をしなければならず、より難しいことになるのではないかと危惧する。国の意向とは別に市独自の集中した取り組みを行ってほしい。  | 原案どおり | 今回の計画は、「こども基本法」だけでなく、「子ども・子育て支援法」「次世代育成支援対策推進法」「子ども・若者育成支援推進法」に基づく計画となっております。こうしたことから、対象となる子ども・若者は40歳未満としており、結婚支援などの少子化対策を含む計画となっております。よって、原案どおりの記述とします。   |
| 162 |   | その他     |   | 年齢だけでなく、若者の出会い、結婚・子育てといった内容まであり、こどもたちの権利を守っていくこととかけ離れているように思う。このこととこども計画とは切り離して考えてほしい。  | 原案どおり | No.161と同じ考え方です。  |
| 163 |   | その他     |   | 0歳から39歳までの「こども計画」である為こども中心の権利と理念が薄れている。子ども教育の基本は家庭であるべきだと思う。  | 原案どおり | No.161と同じ考え方です。  |
| 164 |   | その他     |   | <p>国のこども基本法及びこども大綱と似たような内容ばかりで久留米らしさがあまり感じられません。こどもの計画であるのにこどもが意見する機会、こどものパブリック・コメントが実施されなかった点がとても残念でした。特にそう感じた理由は、事前のこども・若者ワークショップへの参加人数が僅か16名。この人数ではこども・若者の意見を反映できていないと感じます。</p> <p>今回の計画では、やさしい概要版はとても分かやすいです。是非、小中学校の授業でも子ども自身に久留米市こども計画を学ぶ時間を設けて欲しいと思います。子ども自身が自分たちの権利について知る機会が不足しています。よろしくお願いします。</p> | 原案どおり | <p>今回の計画は、国の「こども大綱」や「福岡県こども計画」を踏まえて策定することとなり、社会全体でこども・若者・子育て当事者を支える取組を進める中では、独自色を打ち出すことが大変難しくなっております。</p> <p>こうしたなか、策定プロセスにおいては、こども・若者の意見を積極的に取り入れるため、「こども・若者ワークショップ」を実施したり、計画（素案）のやさしい概要版を用いてこどもにもパブリック・コメントに参加してもらうよう周知したところです。</p> <p>取り組む中で、様々な課題が出ておりますが、今回の計画でも「こども・若者の意見表明と社会参画」には取り組むこととしておりますので、原案どおりの記述とします。</p> |
| 165 |   | その他(学校) |   | <p>数年前小学校にクロムブックが1人1台で導入されたが、今役立っていますか？ほとんど使われていません、置いているだけ風景の一部です。</p> <p>未来のこどもを創るといいながら、税金の無駄遣いだと思います。</p> <p>何事も始めたらきちんと検証フォローしてほしいです。</p>  | その他   | 国のGIGAスクール構想に基づき、児童生徒1人1台のコンピュータ端末を整備し、授業や学級活動、自宅への持ち帰りによる活用に取り組んでおります。また、子どもポータルサイトを立ち上げ、情報の共有などを進めております。一方で、学級・学校間で活用に差があることも課題として認識しており、今後とも効果的な活用に向けて取り組んでまいります。   |

| No  | 章 | 項目      | 頁 | 意見  | 対応    | 対応の考え方  |
|-----|---|---------|---|---|-------|---|
| 166 |   | その他(学校) |   | <p>私は、子どもたちの家庭環境によらず誰もが一定のレベルで、塾等に行かずとも学力等を上げられる環境を作ることが必要だと思います。</p> <p>例えば、1.公立小中学校の教員補助員をクラスの班ごとにつける。</p> <p>2.勉強系と運動系の放課後の課外活動を数種類設定して、好きな活動に参加できるようにする。などです。</p> <p>1.の教員補助員は、一定の資格（教員免許所持者や社会福祉士、精神保健福祉士、心理師など）を持っている人を対象に採用試験を実施し、生育歴や人間性を考慮するための面接も経た上での採用としてはどうかと思います。</p> <p>2.については、課外活動の運営は外部の専門家に委ねること。費用の一部は市税より賄うというような経済的な支援も行うことが必要だと思います。</p> <p>現在のように何かしら問題を抱えた子どもたちにフォーカスするだけではなく、心理や福祉の専門家の力を借り「日常的に」様々な角度から子ども達と関わり、全人的に捉えることが必要だと思います。</p> <p>家計に余裕がある家庭の子どもたちだけでなく、市全体の子どもたちの学力等を支えることは、久留米駅の未来に必ずつながると思います。</p> | 原案どおり | <p>市教育委員会では、教育振興プランに基づいて「学びをつなぐ学校」「楽しい学校」「笑顔の先生」「協働する学校・家庭・地域」を重点に捉えて、よりよい学校教育の推進に取り組んでおります。人材・財源に限りはありますが、ご意見を参考にしながら取組を進めてまいります。こうしたことを踏まえて、原案どおりの記述とします。</p> |
| 167 |   | その他(学校) |   | <p>・この素案に教育委員会は関係していないように見えたが、子どもの育ちにおける影響において、小学校中学校(含めるのであれば高等学校も)はとても大きいので、市の教育環境(教員の配置や学校運営の方針等)についても触れられていると良いと感じるのだが、管轄外なのだろうか。</p>   | 原案どおり | No.166と同じ考え方です。   |
| 168 |   | その他(学校) |   | <p>発達障害児を育てています。</p> <p>2点書くことを書かせてください。</p> <p>1. 現在、支援学級に在籍させていますが、沢山の方の支援のおかげでとても成長し、来年は通級を考えています。ありがたい事に通級も本年度から在籍の学校で受けれるようになりましたが保護者も月に2、3回程度付き添いが必要と利用している保護者の方から聞きました。</p> <p>正社員で仕事をしている身としては、とても難しくどうしたらよいかと悩んでいます。ワークライフバランスと言うのならせめて月に1度程度の付き添いにしていただきたいです。</p>   | 原案どおり | <p>通級指導教室につきましては、基本的に指導の状況を保護者の方々と共有し、家庭等でも活用していただくため、また、教室設置校まで移動する必要があるため、付き添いをお願いしております。よって、原案どおりの記述とします。</p>  |
| 169 |   | その他(学校) |   | <p>小学生の登校時間を遅くすることはできませんか？</p> <p>もお少し1日のスタートをゆっくりしたら朝の出勤ラッシュの車にあうこと少なくなるし、子供達、保護者もバタバタしなくていいのではないかと思っていました</p>   | 原案どおり | <p>登校時間は、各学校で設定していますが、ご意見として参考にさせていただきます、原案どおりの記述とします。</p>  |

| No  | 章 | 項目      | 頁 | 意見   | 対応    | 対応の考え方   |
|-----|---|---------|---|--|-------|--|
| 170 |   | その他(学校) |   | <p>【学校現場について】</p> <p>今学期、PTAボランティアで小学校の授業を見ましたが、落ち着かない生徒への対応が教師によって異なり、明確な指針がないように感じました。</p> <p>先生方は多忙で、対応にも余裕がない感じがしました。</p> <p>先生方の業務量を削減するとともに、子どもたち一人ひとりに自信を持って接するため、教員が専門家に相談できる体制や、定期的な研修が必要と感じます。</p>   | 原案どおり | ご意見を参考にさせていただきますが、本計画はこども基本法に基づく計画ですので、原案どおりの記述とします。 |
| 171 |   | その他(学校) |   | <p>子ども未来部の皆様におかれましては、日頃より子ども達の健やかな成長の為に尽力いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>久留米ことばを育てる親の会は、きこえとことばに障害を持つ親達が互いに手を結んで、悩みや問題を解決する為に、社会の人々の正しい理解と協力を得る為に必要な仕事をすることを目的として、金丸小学校ことばの教室通級児の保護者やOBが中心となり活動をしている団体です。</p> <p>この度、下記の事項についてご検討いただきたく存じます。長年、教育委員会にも要望しておりますが、なかなか実現に至らず、子ども未来部のお力添えを賜りたく存じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、教室の新設。</li> <li>2、ことばの教室への常勤の言語聴覚士の配置。</li> <li>3、中学校ことばの教室の設置。</li> <li>4、ことばの教室の施設設備の充実。</li> <li>5、子どもセンター設立。</li> </ol> <p>特に、3、中学校ことばの教室の設置を強く希望いたします。現在のことばの教室は小学生のみが対象なので、中学生になると支援は打ち切られます。思春期の多感な時期ですので、各家庭の医療機関への繋がりだけでなく、久留米市と学校と家庭の連携が大切だと思います。支援が必要な子は、引き続きことばの教室へ通級できるようにお願いします。</p> <p>支援が必要な子ども達に切れ目のない、継続した支援が受けられるように、子ども達の健やかな成長と笑顔のために、どうぞよろしく願いいたします。</p> | 原案どおり | No.170と同じ考え方です。                                      |

| No  | 章 | 項目      | 頁 | 意見  | 対応    | 対応の考え方   |
|-----|---|---------|---|---|-------|--|
| 172 |   | その他(学校) |   | <p>子どもたちの多様な学びと心身の健やかな成長を目指し、「ラーケーション」の導入を積極的にご検討いただきたく、意見を提出させていただきます。</p> <p>1. ラーケーションとは「ラーケーション」とは、“Learning”と“Vacation”を組み合わせた造語であり、学校の枠を超えて、旅行や地域活動を通じて学びを深める柔軟な教育スタイルです。全国各地で導入・実証が進められており、子どもたちの興味関心の幅を広げる取り組みとして注目されています。</p> <p>2. 導入のメリット：多様な学びの機会の提供 自然体験、伝統文化、地域の産業など、学校では得られないリアルな学習機会が増える。<br/>家庭や地域との連携強化 親子での旅行や地域行事への参加を通じて、家庭教育・地域社会とのつながりが深まる。<br/>子どもの心身のリフレッシュ 柔軟なスケジュールにより、過度なストレスや不登校の予防にもつながる。 観光振興・地域活性化 教育目的の旅行が地域経済の活性化にも寄与する可能性がある。</p> <p>3. 提案事項 試験的なラーケーション制度の導入(モデル校の指定など)：学習成果の可視化のためのポートフォリオ評価の導入 地域・家庭と連携した実施体制の構築 教職員・保護者への事前説明とガイドラインの策定</p> <p>4. 懸念点とその対策：学習進度の遅れ → 学校との連携により事前・事後の学習支援を提供。 公平性の担保 → 経済的負担を軽減するための支援制度や地域内での無償プログラムを整備。</p> <p>5. 結びに：子どもたち一人ひとりの個性や関心に応じた「学びの選択肢」が求められる現代において、ラーケーションは有効な手段となり得ると考えます。ぜひ、久留米市におかれましても前向きな検討と、将来的な制度整備をお願い申し上げます。</p> | 原案どおり | ラーケーション制度を導入されている自治体もあると承知しております。ご意見を参考にさせていただきます。 |

## 2 計画に対する提案や要望等になっていないもの（20件）

| No | 章   | 項目                          | 頁  | 意見   |
|----|-----|-----------------------------|----|--|
| 1  | 第1章 | 第2期くるめ子ども笑顔プランの検証           | 2  | 「子育て中の方が地域で交流できる場所の数」<br>具体的な場所は公開されていますか？<br>周知されていますか？<br>周知されていなければ意味がないと思われます。   |
| 2  | 第1章 | 久留米市子どもの貧困対策推進計画の検証         | 3  | N02朝食指導やN06母親相談支援は保育園が担うべき役割の一つです。公立保育園では当然課題解決への努力をしております。  |
| 3  | 第2章 |                             | 5  | 「こども中心の社会の実現に取り組む」を挿入。   |
| 4  | 第3章 | 基本目標3(2)                    | 20 | くるるんを1階に、又駐車料金を利用者には補助をさせていただきます。  |
| 5  | 第4章 | 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 | 58 | (11)一時保育事業<br>保育士不足で中止することのないように   |
| 6  |     | その他                         |    | 久留米市として行政として子育ての責任を持つという姿勢を基本にしていることを市民に伝えていくことで、久留米で子育てしたいと言われるように、子どもにかかわる部署・課と連携して人口減少に歯止めをかけていただきたい  |
| 7  |     | その他                         |    | コロナにより少なくなったときの対策は記載がよめない。   |
| 8  |     | その他                         |    | エンゼル応援隊が唯一家庭内にはいれる支援の重要性をのべてほしいし依頼者に、全てこたえきれているのか？断っているという事実もあると認識します。   |
| 9  |     | その他                         |    | 公立保育園保育士不足は10年間も行政が雇用しなかったことに責任があることを認め改善されたなら結果データもものべてほしい。こどもの安全安心を守るのは公立私立当たり前のことでこどもの発育発達を保障するようなデータが必要。胎児から就学まで人生の土台作りの時どう育てたいのか？、どう育ててほしいのか具体性が見えてこない。導火線は幼い頃にあるといわれています。要保護児童も要護児童も健常児もです。養護児童数の誤解を生むデータを前回発表され、訂正を認められていたが改訂データは出してこないのですか？養護児はみんなのなかで互いに育ちあってこそ育つのに江南保育園に集めて施設的に保育するという発想は近代の考えを覆えし片寄った感性ではないでしょうか？誤解を生むデータを出したことに対する訂正版を再度要求します。学童期も大切ですが、そこに至る幼児期の発育発達。家庭環境、生育歴などがふつつつとマグマのようになっているのですから、どんな市民に育てたいのか、税金を納められる市民に育て貰わないと久留米市は財政困難ばかり唱えることになり、住みやすい街子育てしやすい街安全安心な街は揺らいでいきませんか？建物ではない人です<br>人間性を育てていかないとコンクリートやアスファルト<br>メディア潰けて育つこどもたちの未来を構築してください |
| 10 |     | その他                         |    | 私たちは「子どもの人権プロジェクト」という活動を通し、子どもの人権について学習するとともに、子どもの声に耳を傾ける活動をしています。具体的には「居場所づくり」や「子ども、保護者、先生、SC、SSW、弁護士」の声を聴く講演会等を行っています。同じような活動をしている団体が集まり意見交換できる場を提案してほしい。  |
| 11 |     | その他                         |    | 学校と協力して、「子どもたちに聞く-こども計画-」ができれば素晴らしいと思う。  |

| No | 章 | 項目  | 頁 | 意見   |
|----|---|-----|---|--|
| 12 |   | その他 |   | 子育てだけでなく、久留米市民の支え合いにつながる大切なことだと思います。<br>行政が施策をうつだけではなく人を育てる姿勢がこの計画の中にもあってほしいと思います。少数派が置き去りにされない久留米の子育て子育てプランであってほしいと思います。  |
| 13 |   | その他 |   | 高良山を有効活用できないのでしょうか。登山はできると思うのですが、せっかく山がある町なのに、(例えば福岡市で言うと油山牧場や佐賀ではどんぐり村など)子供と自然満喫できなくて残念に思います。   |
| 14 |   | その他 |   | うちは小学校に通っていますが、統合の話も進んでいかない現状<br>小学校がどれだけ古いのか、子供達がどの様な環境で過ごしているのかお分かりでしょうか<br>子供達はどんどん大きくなります<br>かたや歩くたびに音が鳴り、穴が空き<br>学ぶ環境が平等じゃないのはどうしてでしょうか<br>親は同じ税金を払っています<br>立派な施策を考える前に、こちらのお話を早くどうかしてほしいです   |
| 15 |   | その他 |   | 子供が給食(中学校)が美味しくなくなったとあって満足に昼食をとれなくなってしまったりしました。これはとても残念でした。  |
| 16 |   | その他 |   | 先ずは、市政ではなく政府に問題あり過ぎます。国民の事を無視した政策ばかりで、市政でやれる事と云えば限られてくると思うんですよ。市民だけではなく全国民に云える事は、税金関係であったり子育て支援であったり就労支援であったり、就労者への賃金問題であったり問題は山積みな筈なのにどうの本人達、所謂政府の議員達が裏金問題も然り他国へのばら撒きも然り、先ずは自国を安定させない事には何もなし得ません。例えて云うならば、減税したりガソリン暫定税率廃止だったり財源はいつも言われるけど海外にばら撒く財源はどうなってるのか、増税するのにも減税する時と変わらない期間かかるはずなのに減税の時だけ期間がかかるのはおかしい話で本末転倒なのではないでしょうか。強いて言うならば、学校の無償化ですが案が出てるのならすぐにでも可決し実行出来て当たり前のはず。それと、奨学金制度ですが一部しか適用されず結局は負担する部分があり、奨学金の意味をなさない政策ばかりで案を出したとしてもどうにも出来ないと昨今の現況を見て分かると思うんですよ。それであれば、市政ではどこまでの事が出来るのかを明示しそれからの立案ではないでしょうか。もっと早く行動を起こさないと、それこそ今の政府と変わらないことになりえます。先ず、市の方で案を出して頂きそこからその案に対しての意見、それ以外に案があればアンケートを取るといった感じで進められた方が効率が良いのではないのでしょうか。 |
| 17 |   | その他 |   | 生活で気になるのは子供の通学路の時間帯一方通行を守らない車がとにかく多く困っています。通勤の為に通る人ばかりで地域住民ではありません。もちろん減速せず通るので怖い思いもしています。個人的に警察にも相談しましたが学校前だけでなく子供達の通学時間や通学路全体で取り締まり強化をお願いしたいです。  |
| 18 |   | その他 |   | 私の子は発達障害で、小学校も中学校も支援クラスに行ってます。<br>3歳の頃から幼検で療育も受けてました。<br>親の私自身も、発達障害のため、現在A型作業所で働いています。<br>全体を見て思ったことが、障害者に対する支援のズレです。<br>支援する人によって違うのは分かりますが、学生時代に割と手厚い支援をしてもらっていたとすると、今の障害者就労支援や、障害者枠での就労は、支援や福祉の名を語った、人格否定や、差別の場が多く、人間不信になってしまう場所が多いと感じました。<br>我が子が大人になった時、安心して支援や福祉をすすめる状態に変わってほしいことを願っています。   |
| 19 |   | その他 |   | 小中学生の学校環境の問題は、なかなか現場の今日職員だけでは解決が難しいと感じているが、そういった点を市がフォローする仕組みがあるのか、よくわからなかった。  |

| No | 章 | 項目  | 頁 | 意見                                   |
|----|---|-----|---|--------------------------------------|
| 20 |   | その他 |   | 応援したい、とかゆるい表現ばかりで、具体的なことがないのでよくわからない |